

市庁舎等管理業務委託仕様書

契約期間 令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

茨木市 総務部 総務課

* * * * *

市庁舎等管理業務委託

1	総括管理業務委託仕様書	1
2	市庁舎電話交換業務委託仕様書	2
3	市庁舎本館及び南館受付案内等業務委託仕様書	3
4	市庁舎本館・南館及び合同庁舎警備業務委託仕様書	4～6
5	市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃業務委託仕様書	7～24
6	市庁舎本館・南館及び合同庁舎電気機械設備等保守業務委託仕様書	25～27
7	当直業務委託仕様書	28
8	市庁舎ねずみ昆虫等防除業務委託仕様書	29
9	特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検業務委託仕様書	30
10	上中条分室清掃業務委託仕様書	31
11	上中条分室電気機械設備等保守業務委託仕様書	32～33
12	電気機械主要設備一覧表	34～48

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）との間において、業務委託契約を締結するにあたり委託業務の内容を示すものであって、その要領は仕様書に基づくものとし、仕様書に定めのない事項及び細目については、法令・その他慣習によるほか、甲・乙協議して定め、信義に従って誠実に履行するものとする。

----- . ----- . ----- . -----

1 総括管理業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎等管理業務における総括管理業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

総括管理業務 1ポスト

各業務の総括管理業務を行い、円滑な業務遂行に努めること。
また、同様の業務経験年数2年以上を有する者を配置すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館

3 業 務

(1) 勤務時間は次のとおりとする。

午前8時から午後6時半まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤(1ポスト)													

8時 18:30

- (2) 勤務時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、対処すること。
- (3) 乙は、総括管理業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は、総括管理業務従事者に業務執行中は制服、名札の着用に加え、常に清潔端正を旨としその品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、総括管理業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあて、万全の措置を講じること。

4 業務心得

総括管理業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 各業務の内容に精通し、各業務担当に的確な指示・指導を行うこと。
- (2) 服務に当たっては、誠実かつ迅速に対応すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (4) 業務中不当な申し出及び暴言などを発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理屈がましい応答をしないこと。その甚だしいときは、甲に報告し指示を受けなければならない。
- (5) 服務中、火災その他の事故を知ったとき、発見したときは速やかに甲に報告しなければならない。

5 業務内容

契約全てに係る業務の管理報告

- (1) 人員配置の計画と確認・報告
(2) 作業計画の作成、調整
(3) 各業務の指導、監督、検査・報告
(4) 資機材等の管理
(5) 各関係機関との連絡・報告
(6) 総務課との連絡調整等
(7) 各種報告書の作成(各種日報、月報、年報、作業報告書等)
(8) その他甲が指示する事項

6 その他

総括管理事務所を市役所本館内に置くものとする。
この事務所は、他の用に供してはならない。

2 市庁舎電話交換業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）の電話交換業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

電話交換業務 3ポスト（ただし、閉庁日の翌日は1ポスト追加し4ポスト）

電話交換業務に従事すること。

なお、上記ポストの中から指導監督を行うものを配置し、業務を完全に遂行すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番20号

茨木市役所南館電話交換室

3 業 務

(1) 交換業務時間は次のとおりとする。

閉庁日を除く午前8時15分から午後5時45分まで3ポスト

ただし、閉庁日の翌日は1ポスト追加し4ポストとすること。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
日勤（4ポスト）	A													
閉庁日を除く	B													
※Dは市の閉庁日の翌日のみ	C													
	D													

8時15分17時45分

- (2) 閉庁日又は業務時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務に対処すること。
- (3) 乙は、電話交換業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は、電話交換業務従事者に業務執行中は制服、名札を着用させ、常に清潔端正を旨としその品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、電話交換業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等万全の措置を講じること。

4 業務心得

電話交換業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 服務に当たっては、簡潔・親切・丁寧に対応することを旨とし、かつ敏速・正確を期さなければならない。
- (2) 業務に従事中は私語を慎み、相手方に不快の念を与えぬよう留意しなければならない。
- (3) 不当な申し出及び雑談、暴言などを発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理

屈がましい応答をしないこと。その甚だしいときは、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。

- (4) 相手方から、電話交換業務従事者の対応により不快の念を与えられたなどの苦情を受けた場合は、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。
- (5) 通信の秘密を守り、取扱中に聴取した事項は、これを他に漏らしてはならない。
- (6) 業務開始前に交換機等を必ず点検し、確認の上業務に従事しなければならない。
- (7) 電話交換機器等は丁寧に取り扱い、常に清潔にし湿潤させないよう特に注意すること。また電話交換業務従事者以外の者に触れさせてはならない。
- (8) 服務中、火災その他の事故を知ったとき及び機器類などの故障を発見したときは、速やかに甲及び総括管理業務従事者に報告しなければならない。
- (9) 業務以外の通話は一切避けなければならない。
- (10) 電話交換室に他人をみだりに入れ、又は職務に関係のない物品を持ち込む等、一切の私事を避けなければならない。

5 業務内容

- (1) 電話交換業務従事者は総括管理業務従事者の指示監督を受け、次の業務を行うこと。
- ①市庁舎の電話交換
 - ②上記に関連する事務
 - ③その他総括管理業務従事者の指示する事項
- (2) 電話交換業務従事者は、(1)の業務を行うに当たり、次の事項に留意すること。
- ①所定の業務日誌に必要事項を記入し、業務終了後、甲の担当者に提出すること。
 - ②公用以外の通話申し込みがあった場合は、所定の通話簿に必要事項を記入すること。
 - ③業務交代の際は未済事項を確実に申し送ること。
 - ④庁内、庁外から同時に呼出があったときは、急を要する場合を除き、外線の応答を優先すること。
 - ⑤通話中の切断、発信番号違いなどの生じないよう注意すること。
 - ⑥外線から呼び出しのあったときは、呼び出し先に必ずその旨を告げること。
 - ⑦被呼出者が通話中又は故障などにより通話接続できないとき、若しくは交換取扱いが輻輳するため通常の時間内に接続の見込みのないときは、呼出者にその旨を告げること。
 - ⑧府外通話は、発信者の所属・氏名・内線番号を確認したうえで接続し、記録すること。
 - ⑨各部・課等の分掌事務に精通することに努め、市の行事・会合等案内に必要な事項を予め知っておくこと。
 - ⑩市庁舎、その他市の施設の事情に精通すること。
 - ⑪電話交換業務に関する手続き、用語その他必要な事項は、市の諸規定を準用して行うこと。

3 市庁舎本館及び南館 受付案内等業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館及び南館における来庁者の受付案内等業務（以下「一般受付案内」という。）と、議会関係の受付案内業務（以下「議会受付案内」という。）委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 一般受付案内業務

市庁舎本館 2ポスト 市庁舎南館 1ポスト

一般受付案内等の業務に従事すること。

なお、上記ポストの中から指導監督を行うものを配置し業務を完全に遂行すること。

(2) 議会受付案内業務

市庁舎本館 1ポスト

議会関係の受付案内業務に従事すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所本館

茨木市駅前三丁目8番20号

茨木市役所南館

3 業務

(1) 受付案内業務時間は次のとおりとする。

〔市庁舎本館〕 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までは全ポストとも常時業務遂行中の状態での「一般受付案内」2ポスト、「議会受付案内」1ポストとする。ただし本会議・委員会・議員総会開催日は「議会受付案内」を2ポストとする。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤(2ポスト) 「一般受付案内」	A												
日勤(1ポスト) 「議会受付案内」	B												
	C												

8時30分 17時15分

〔市庁舎南館〕 閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までは常時業務遂行中の状態での1ポストとする。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日勤(1ポスト) 「一般受付案内」	D												

8時30分 17時15分

(2) 閉庁日又は時間外であっても、非常事態その他の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務に対処すること。

(3) 乙は、受付案内業務従事者の指導教育、健康管理について責任をもってこれにあたり、

不都合のある場合は交代等の処置をとること。

(4) 乙は、受付案内業務従事者に業務執行中は制服、名札を着用させ、常に清潔端正を旨としその品位を保つように努めること。

(5) 乙は、受付案内業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。

4 業務心得

受付案内業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 常に適切な案内ができるように努め、応対にあたっては態度、言葉づかいに注意し、懇切・丁寧・明朗に答えなければならない。
- (2) 来庁者の年齢、服装、地位などにより応対時の態度を変えてはならない。
- (3) エレベーター利用者の安全に配慮すること。
- (4) 業務以外の私語、雑談、私用電話は一切してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 不当な申し出及び雑談、暴言などを発せられた場合でも決してそれに反抗し、又は理屈がましい応対をしてはならない。その甚だしいときは総括管理業務従事者に報告し、指示を受けなければならない。
- (7) 相手方から、受付案内業務従事者の応対により不快の念を与えられたなどの苦情を受けた場合は、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。
- (8) 常に服装の乱れがないよう十分注意しなければならない。
- (9) 市庁舎等内において遺失物を收拾し、又は他人から拾得物の届出により、引取人のない物品、あるいは証拠品がある場合、事由の如何を問わず、速やかに甲に報告するとともにこれを引き渡さなければならない。

5 業務内容

(1) 受付案内業務従事者は総括管理業務従事者の指示監督を受け、次の業務を行うこと。

- ①市庁舎本館及び南館の受付案内等業務（一般受付案内）
- ②議会関係の受付案内業務（議会受付案内）
- ③その他総括管理業務従事者の指示する事項

(2) 受付案内業務従事者は、(1)の業務を行うに当たり、次の事項に留意すること。

- ①所定の業務日誌に必要事項を記入し、甲の担当者に提出すること。
- ②市庁舎本館及び南館内部、その他市の施設の事情に精通すること。
- ③一般受付案内については、各部・課等の分掌事務に精通することに努め、市の行事・会合等案内に必要な事項をあらかじめ知っておくこと。
- ④高齢者・子供・その他身体障害者等に案内するとき、口頭での説明では不十分と判断した場合は、適宜状況を判断して臨機の措置を講じること。
- ⑤処理に困るような事項については、総括管理業務従事者の指示を受けること。
- ⑥業務交代及び業務終了時、引継事項のあるときは、確実に関係者に引継すること。

4 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 警備業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の警備業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

警備業務（守衛）	市庁舎本館	5ポスト
	市庁舎南館	4ポスト
	合同庁舎	3ポスト

なお、市庁舎本館5ポストの中から指導監督を行うものを選任し、業務を完全に遂行すること。また、本館夜勤ポストの者から夜勤業務責任者をその日ごとに選任し、総括管理業務者勤務時間外でも、庁舎管理に支障が出ないよう努めること。

日勤者は各館を交代で担当し、業務全体を熟知すること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館（北・東玄関及び守衛室ほか）
茨木市駅前三丁目8番20号	茨木市役所南館（東・西玄関及び守衛室ほか）
茨木市東中条町2番13号	茨木市合同庁舎（南玄関及び守衛室ほか）

3 管理物件

市庁舎本館、南館、合同庁舎の敷地及び附属建物並びに附属する諸設

4 業務

(1) 業務時間

〔市庁舎本館〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤Bは閉庁日を除く月曜から金曜日を勤務日とする。

本館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
日勤A(2ポスト)														
日勤B(1ポスト)														
夜勤(2ポスト)														

8時15分 17時15分 18時15分

〔市庁舎南館〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤B及び日勤Cは閉庁日を除く月曜から金曜日を勤務日とする。

南館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
日勤A(1ポスト)														
夜勤(1ポスト)														
日勤B(1ポスト)														
日勤C(1ポスト)														

8時00分 17時15分 18時30分

〔合同庁舎〕

日勤、夜勤とする。

ただし、日勤Bは水・木・金曜日、日勤Cは土曜日から火曜日を勤務日とする。

合同庁舎	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日勤A(1ポスト)															
夜勤(1ポスト)															
日勤B(1ポスト) 水・木・金															
日勤C(1ポスト) 土から火曜日															

8時 8時30分 17時15分 20時15分

(2) 巡回時間

登庁時限から退庁時限までの間は、午前中1回・午後2回適時必要に応じ巡視すること。退庁時限以降は、市庁舎本館・南館は2時間ごとに1回、合同庁舎は3時間ごとに1回巡視すること。また、各館の最終退庁者後にも巡回を行うこと。

合同庁舎の昼間業務時間内については、1時間ごとに巡視すること。

- (3) 乙は、警備業務従事者の指導教育・健康管理について、責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は、警備業務従事者が病気その他の事由により欠勤し、業務に支障をきたす恐れがある場合は、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。
- (5) 非常の場合、その他特に必要のあるときは業務に従事すること。

5 業務心得

警備業務従事者を以下「守衛」とする。

守衛は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 故意に業務上の危険及び責任を回避してはならない。
- (2) 服務中、乙の制服・制帽・腕章・名札等を着用し、常に身の回りの清潔を保たなければならない。
- (3) 態度の厳正を守り、言動を慎み、守衛の品位を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 業務中、雑談・娯楽等にふけり、業務を怠ってはならない。
- (5) 職務中に飲酒又は酒気を帯びて業務してはならない。

- (6) 職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写してはならない。
- (7) 守衛室に他人をみだりに入れる、又は職務に関係のない物品を持ち込む等一切の私事を避けなければならない。
- (8) 守衛室内の清掃及び整理整頓に努め、備品等の管理は、常に良好な状態にしておかなければならない。
- (9) 巡視・立哨・その他の業務に従事する場合のほかは、みだりに守衛室を離れてはならない。ただし、やむを得ない場合は総括管理業務従事者の承認を受けなければならない。
- (10) 職務以外の電話をみだりに使用してはならない。
- (11) 来庁者に接するときは常に親切・公平・迅速を旨とし、来庁者の年齢・服装・地位などにより態度をかえてはならない。
- (12) 庁舎への出入する者を把握し、不審な者と認めるときは、これを確かめ必要に応じて臨機の措置を講じなければならない。
- (13) 不当な申し出及び雑談、暴言などを発せられた場合でも決してそれに反抗し、又は理屈がましい対応をしてはならない。その甚だしいときは総括管理業務従事者に報告し、指示を受けなければならない。
- (14) 相手方から、警備業務従事者の対応により不快の念を与えられたなどの苦情を受けた場合は、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。
- (15) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 業務内容

(1) 守衛は庁舎等の安全と秩序維持に専念し、以下の業務を行うこと。

①巡回は、あらかじめ定めた順路に従い、行うこと。また、甲の指定する巡回をパトロールレコーダーに打刻し提出すること。

庁舎等の保全に注意し、次に掲げることを綿密に点検し、破損その他の故障を認めるときは、速やかに処置すると同時に、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。

- a 火気使用箇所の異常の有無
- b 電力使用箇所の故障異常の有無
- c 消火器具・屋内消火栓の異常の有無
- d たばこの吸い殻の後始末の状況
- e ガス栓の開閉状況
- f 窓の施錠の良否
- g 不潔箇所の有無
- h 漏水・流水・雨漏り等破損箇所の有無
- i 不審物等の有無
- j AEDのバッテリー、外観の良否

②庁舎等の火災・盗難予防及び戸締まり警戒

③案内は、来庁者の取り次ぎを、懇切丁寧に行うこと。

④庁舎前が混雑するときは、歩行者等の安全確保など交通誘導等を行うこと。

⑤駐輪場が混雑するときは、必要に応じて、整理誘導等を行うこと。また、定時巡回を行い、混雑状況や異常の有無等の確認を行うこと。

⑥庁舎各玄関扉及びその他の門扉の開閉については、以下のとおりとする。

〔本館・南館〕

平日は、午前8時15分に開門、午後6時15分に閉門する。

土曜日及び祝祭日は、開門しないものとする。

日曜日は、午前8時30分から正午まで、本館東玄関・西玄関を開門する。

ただし、議会その他特に必要な場合で甲が別に指示したときはこの限りでない。

〔合同庁舎〕

平日のうち、水・木・金曜日は、午前8時30分に開門、午後8時15分に閉門する。

土・日・月・火曜日は、午前8時30分に開門、午後5時15分に閉門する。

地下出入口は、原則として昼間帯も閉鎖とする。

ただし甲が別に指示したときはこの限りでない。

⑦開庁日には、次の時刻に国旗・市旗及び憲章旗の掲揚・降納を行うこと。

a 掲揚時刻 午前7時30分

b 降納時刻 午後5時30分

なお、国民の祝祭日には、上の時刻に国旗の掲揚・降納を行うこと。

⑧庁舎等の鍵の保管は、受け渡しを確実にし、厳重に保管すること。

⑨閉庁日及び閉庁時間帯の来庁者及び電話の対応を行い、必要に応じ、当直業務者に業務を引き継ぐこと。

(2) 守衛は業務内容(1)の業務のほか、次の各項に関する業務を行うこと。

①所定の業務日誌に必要事項を記入し、業務終了後甲の担当者に提出すること。

②特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為又は公務の執行を妨げ、若しくは妨げる恐れのある者を発見したときは、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。

③次の各号に掲げる行為をする者、又はしようとする者に対しては、甲の発行した許可書の提示を求め、無許可の者に対しては許可を受けるよう説諭し、その説諭に従わないときは直ちに、甲及び総括管理業務従事者に報告すること。

- a 行商・展示・販売その他これに類する行為
- b 職員等に対する寄付の募集及び保険・貯金の勧誘
- c 広告物等(ポスター・ビラ)の配布、及び掲示又は表示、立看板・立札類の設置
- d 集会等を目的とする庁舎の使用
- e 10人以上の団体見学
- f 仮設工作物の設置
- g 庁舎を一時的に占有する行為

④次の各号に該当する者に対して、甲が庁舎に入ることを制限、若しくは禁止し、また必要に応じて退去させるとき、守衛は率先して協力すること。

- a 業務内容(2)の③項各号に該当する行為をした者、若しくは該当する行為をしようとした者
- b 正当な理由なく銃器・凶器・爆発物等を所持する者、又は人の身体に危害を及ぼす恐れのある者
- c 庁舎の施設、又は設備を汚損し、若しくは破損する恐れのある者
- d 正当な理由なく、旗・のぼり・幕・プラカード及び拡声器等を持ち込む者
- e 庁舎において放歌高唱し、及び練り歩く等の行為をする者、若しくはこれらの行為をしようとする者
- f 座り込み、その他通行の妨害となる者、又はこれらの行為をしようとする者
- g 職員に面会を強要する者
- h 職務に関係のない文書図面(ビラ等を含む)を配布する者、又はしようとする者
- i 正当な理由がなく閉門時刻を過ぎて長居する者
- j 甲の指示、若しくは警告に従わない者

- ⑤甲の許可なく庁舎等に掲示した広告物又は設置した器物の撤去を命ぜられた所有者又は占有者がその広告物又は設置した器物を撤去しないとき、又は所有者若しくは占有者が判明しないとき、甲がその広告物及び器物の撤去又は搬出の作業を行うときは率先して協力し、その作業にあたること。
- ⑥市庁舎等に火災・盗難その他突発的事故が発生したときは、直ちに状況調査の上、甲及び総括管理業務従事者に急報する。
休日、祝日及び夜間にあつては甲の指示に従い、次の措置をとること。
 - a 庁舎火災の場合
 - ア 消防署に急報する。
 - イ 屋内消火栓及び消火器をもって消火にあたる。
 - ウ 出入口の扉を開く。
 - エ 非常持ち出し物品を搬出する。
 - b 庁舎付近火災の場合
 - ア 消防署に急報する。
 - イ 出入口の扉を開く。
 - ウ すべての窓を閉鎖し、屋外及び屋内の照明を点灯する。
 - エ 飛び火の警戒にあたる。
 - c 盗難犯罪事件の場合
 - ア 警察署に連絡する。
 - イ 現場の保全に努める。
- ⑦市庁舎等の正当でない場所に放置された物件を発見したときは、その状況を記録し、甲に連絡すること。
- ⑧市庁舎等内において遺失物を収拾したとき、又は他人から拾得物の届出により引取人のない物品、あるいは証拠品があった場合は事由の如何を問わず、速やかに甲に報告するとともにこれを引き渡すこと。
- ⑨交代引継
 - a 業務交代のときは、交代者に対し申し送り事項その他必要な事項を確実に引継すること。
 - b 業務交代のときに交代者が出勤しない場合は、速やかに総括管理業務従事者に連絡し、交代者が来るまで業務すること。

7 その他

茨木市庁舎管理規則（昭和38年規則第10号）に規定する事項でこの業務に関連のある事項はこれを準用する。

5 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 清掃業務委託仕様書

茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の清掃業務委託について、その要領は、次の「茨木市施設管理業務標準仕様書」及び「特記仕様書」による。

茨木市施設管理業務標準仕様書

この業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、清掃委託業務の実施に関して、当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、標準的な事項を定めるものとする。

1 適用範囲

- (1) 標準仕様書は、本市の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の清掃に適用する。
- (2) 標準仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、乙の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。
ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は次のアからエの順番とする。
ア 契約書
イ 特記仕様書（図書等を含む。）
ウ 標準仕様書
エ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」

2 用語の定義

標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で保全業務の監督を行うことを甲が指定した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における乙の責任者をいう。
- (3) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における乙の担当者をいう。
- (4) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (5) 「特記」とは、上記「1 適用範囲 (3)」の「ア」及び「イ」に指定された事項をいう。

- (6) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、甲が指定した者が行う検査をいう。
- (7) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (8) 「日常清掃」とは、1日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
- (9) 「定期清掃」とは、週、月又は、年単位の周期で定期的に行う清掃業務をいう。

- (10) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみの収集等を行うことをいう。
- (11) 「弾性床」とは、ビニールタイル、ビニールシート、ゴムタイル、コルク等の床をいう。
- (12) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (13) 「繊維床」とは、カーペット、ジュウタン等の床をいう。
- (14) 「衛生消耗品」とは、トイレトペーパー、水石鹼、便座消毒用アルコール等をいう。
- (15) 「適性洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

3 業務の範囲

- (1) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (2) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
ア 家具、什器等があり清掃不可能な部分
イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
ウ 執務中の清掃場所又は部分で、あらかじめ施設管理担当者の指示を受けた場合
- (3) 臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を施設管理担当者に報告し指示を受けること。

4 業務時間

- (1) 日常清掃、定期清掃等を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けること。
- (3) 上記(1)の日時以外であっても、特別の事由により施設管理担当者から清掃の指示がある場合は、協議のうえ対処すること。

5 業務の周期表示

清掃の周期についての表記は、次による。

- (1) 3/Dは、1日に3回行うものとする。
- (2) 2/Dは、1日に2回行うものとする。
- (3) 1Dは、1日に1回行うものとする。
- (4) 1Wは、1週間に1回行うものとする。
- (5) 2Wは、2週間に1回行うものとする。
- (6) 2/Mは、1か月に2回行うものとする。
- (7) 1Mは、1か月に1回行うものとする。
- (8) 2Mは、2か月に1回行うものとする。
- (9) 3Mは、3か月に1回行うものとする。
- (10) 4Mは、4か月に1回行うものとする。
- (11) 6Mは、6か月に1回行うものとする。
- (12) 2/Yは、1年に2回行うものとする。
- (13) 1Yは、1年に1回行うものとする。

6 業務の管理及び実施等

(1) 業務管理

乙は、契約書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

(2) 業務責任者

ア 乙は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

イ 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

ウ 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

(3) 業務担当者

ア 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、その指導教育については、乙が責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交替等の措置をとるものとする。

イ 業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

ウ 法令等により窓ガラス及び外壁作業を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業を行う。

(4) 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

(5) 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気及び引火性危険物は使用しない。これらを使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意をする。

7 業務関係図書の作成等

(1) 業務計画書

ア 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受けること。

イ 業務関係者が常駐して行う業務においては、乙は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

(2) 作業計画書

業務責任者は、業務計画に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受けること。

(3) 業務の報告及び確認

ア 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書（作業前点検・作業中写真・作業後点検写真等）をもって、施設管理担当者に報告する。

イ 施設管理担当者の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を

- 報告書に記述する。
- ウ 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。
- (4) 業務の記録
- ア 施設管理担当者と協議した結果について記録を整備する。
- イ 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- ウ 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- エ 「ア」から「ウ」の記録については、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。
- 8 施設管理担当者の立会い
- 作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。
- 9 業務の検査
- 乙は、契約書に基づき、その支払に係る請求を行うときは、必要な書類を提出し、甲の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
- 10 服務規律
- 業務関係者は次の各項の服務規律を遵守すること。
- (1) 業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
 - (2) 名札又は腕章を付けて業務を行う。
 - (3) 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。また、定められた時間以外は、無断で施設に居残ってはならない。
 - (4) 業務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写し、その他物品等を持出しはならない。
 - (5) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (6) 施設内において遺失物を拾得したとき、又は他人から拾得物の届出により引取人のない物品、或いは証拠品があった場合は、事由の如何を問わず速やかに施設管理担当者に報告するとともに、これを引き渡さなければならない。
- 11 負担の範囲
- (1) 清掃に必要な電気、ガス、水道等の使用に係る費用は甲の負担とする。ただし、特記がある場合に限り乙の負担とする。
 - (2) 清掃等に必要な資機材（洗剤、石鹼、トイレペーパー、便座消毒用アルコール、便座シート等の衛生清掃消耗品及びゴミ・シュレッダーダスト回収用ポリ袋、傘袋等）及び、尿石抑制器具（配管接続タイプ）とその消耗品は、乙の負担とする。
- 12 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとする。

- 13 資機材の保管等
- (1) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理し保管する。
 - (2) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、施設管理担当者の承諾を受けた場合を除き、作業完了後に持ち帰ること。
 - (3) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、又、乙の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
 - (4) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者で業務責任者で確認する。
- 14 建物内部施設等の利用
- (1) 居室等の利用

ア 常駐業務室、控え室、倉庫等及びその附帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。

イ 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。 - (2) 共用施設の利用

建物内の便所、エレベータ、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- 15 塵芥の処理等
- (1) 施設から排出する塵芥は、施設管理担当者の指定する塵芥集積場に集積するものとする。
 - (2) 塵芥の終末処理にかかる費用は甲の負担とする。
 - (3) 産業廃棄物については関係法令等を遵守し、適切な処理を行い施設管理担当者に報告する。
- 16 別契約の業務
- 業務に密接に関連する別契約で、常駐して行われる業務においては、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。
- 17 関係法令等の遵守
- 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

清掃業務 特記仕様書(本館・南館・合同庁舎)

1 清掃の対象施設

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 茨木市庁舎本館 | 茨木市駅前三丁目8番13号 |
| 地上8階地下2階 | 延床面積 16,683.15㎡ |
| (2) 茨木市庁舎南館 | 茨木市駅前三丁目8番20号 |
| 地上10階地下2階 | 延床面積 13,515.86㎡ |
| (3) 茨木市合同庁舎 | 茨木市東中条町2番13号 |
| 地上7階地下1階 | 延床面積 6,569.09㎡ |

2 清掃の対象部分

別表「清掃作業実施基準」(以下「別表」という。)のとおり。
なお、別表以外に次の作業を実施するものとする。

○ 庁内観葉植物等への灌水作業

庁内観葉植物及び庁舎周辺のフラワーポットの鉢受皿清掃及び受皿の水交換作業、本館5階屋上緑化の灌水作業を実施すること。

庁内観葉植物の灌水作業は、灌水作業の観葉植物管理業者の指示に従い行うこと。

なお、鉢数については、

本館121、南館18、合同庁舎2 計141鉢

○ 古紙の回収及び空き缶等の分別収集(本館・南館)

各階設備(1~2箇所)の収集箱等から古紙を回収するとともに、空缶、空瓶・空ペットボトルについて分別収集ボックス(本館9か所、南館8か所)から回収し、所定のごみ集積場に集めること。また、別途指示があったごみも同様に処理すること。

○ マットの配置等

雨天時は、状況に応じてマットの配置等を行うこと。

○ 照明器具等の清掃

照明器具清掃、空調ガラリ清掃、ブラインド清掃、高所除塵は汚れの状況に応じ、点検交換時等に適宜実施すること。

○ 窓ガラス清拭(窓枠サッシを含む。)

○ 別表で示す繊維床のうち絨毯等の床部分については、目立てを行うものとし、その該当床面積及び作業周期は次のとおりである。

本館	1176.3㎡(1D)	708.25㎡(1W)	650.75㎡(随時)
南館		129.9㎡(1W)	

○ 尿石抑制設備(配管接続タイプ)の設置及び維持管理

本館1階・2階中央男子トイレ 各3箇所

3 業務日及び作業時間

(1) 業務日

ア 日常清掃及び日常巡回清掃は、市の休日を除き毎日又は別表の周期で実施すること。

イ 定期清掃は、別表に基づき甲と協議した日に実施すること。

(2) 作業時間

ア 日常清掃 午前6時00分から午後7時30分まで
(ただし、主要な業務は甲の業務開始前に終了すること)

イ 定期清掃 甲と協議した時間

ウ 日常巡回清掃 甲と協議した時間

4 費用負担

清掃及び尿石抑制に必要な設備(配管接続タイプ)とその消耗品、トイレトーパー、水石鹼、便座消毒用アルコール等の衛生消耗品、ゴミ回収用ポリ袋は、一切乙の負担とする。その使用材料等は品質良好なものとする。

また、便座シート、傘袋も乙の負担とする。

5 居室等の使用

乙は清掃業務に伴い、各施設の控室及び所定の用具置場等を使用することができる。なお、使用については、適切な管理をしなければならない。

6 その他

洗剤等の使用にあつては、清掃箇所に適しかつ作業員の人体や環境に配慮した、適正な洗剤等を使用すること。

別表 1-1 市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃管理基準

床材	日常清掃	定期清掃
弾性床	(1) ビニールタイル床等 ①床掃き ②床拭き上げ	①床拭き ②床洗剤塗布・機械による洗淨及び拭き上げ ③ワックス塗布・磨き上げ ④巾木・壁面・間仕切面等の手入れ
織雑床	(2) ジュータン・タイルカーペット ①真空掃除機による除塵 (3) タタミ ①掃き ※一部木床部の雑巾掛けも含む	①真空掃除機による除塵 ②カーペットクリーニング
硬質床	(4) 磁器タイル・石材等 ①床掃き ②床拭き上げ	①床拭き ②機械による洗淨及び拭き上げ

	日常清掃	定期清掃
便所・浴室	①床掃き及び拭き上げ ②便器・洗面・浴槽等の洗淨手入れ ③鏡磨きと付属金具の手入れ ④汚物処理 ⑤各容器の洗淨手入れ ⑥トイレトーパーの取替 ⑦石鹸水の補給	
外周・その他	①粗ゴミ拾い ②散水 ③除草	排水溝清掃

	日常清掃	定期清掃
窓ガラス	①ガラス水拭き (但し高所部分を除く)	①ガラス洗剤拭き ②水拭き
灰皿 ゴミ箱 備品等	①吸殻の収集 ②ゴミ箱のゴミ回収 ③汚れの除去・洗淨 ④ハタキ・フラワー等による除塵	

随 時 作 業	
弾 性 床	①汚れに応じ洗剤による除去 ②パフ掛けによる汚れの除去 ③必要に応じ部分的にワックス塗布
絨 維 床	①シミ取り

※詳細については、清掃作業実施基準「本館」・「南館」・「合同庁舎」参照

別表

清掃作業実施基準（本館）

床 NO.1

作業場所 作業方法			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
			玄関ホール	風除室	エレベータ	ロビー	階段	(1F下)	(1F下以外)	(共用部)	(専用部)	湯沸室	事務室	会議室	特別室	委員会室等	議会放送室等	議場	議会傍聴席	職員更衣室	厚生室等	控室等		
床面積 (㎡)			133.5	44.9	529.3	540.3	710.3	173.5	1,577.7	432.9	7.5	112.2	2,883.1	1,495.8	625.0	550.0	30.0	248.3	54.5	399.0	77.0	105.9		
内 訳	弾性床		133.5	39.2	314.3	274.1	710.3	173.5	608.0		7.5	53.8	65.3	75.0			30.0			16.8	21.7	80.8		
	硬質床			5.8						432.9		58.4									4.1			
	繊維床 畳				215.0	266			969.8				2,817.8	1,420.8	625.0	550.0		248.3	54.5	358.8	23.5	51.3	25.1	
弾性床	日常・巡回清掃	除塵	自在箒・フロアダスター	2/D	2/D	2/D	2/D	1D	2/D	2/D		1D	1D	1W	1W					2/W	随時	1D		
			真空掃除機																					
	水拭き		部分水拭き																					
			全面水拭き	1D	1D	1D	1D	1D	1D	1D		1D	1D	1W	1W							随時	1W	1D
	定期清掃	洗浄		表面洗浄 (ワックス塗布)	2M	2M	2M	2/Y	2/Y	2M	2/Y			3M	3M	3M								1M
				剥離洗浄	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y	1Y				1Y	1Y				1Y				
硬質床	日常・巡回清掃	除塵	自在箒・フロアダスター		2/D							1D										随時		
			真空掃除機																					
	水拭き		部分水拭き									2/D												
			全面水拭き		1D							1D		1D									随時	
	定期清掃	洗浄		表面洗浄 (ワックス塗布)																				
				剥離洗浄																				
			一般床洗浄									1M		2M										
繊維床	日常清掃	除塵	真空掃除機			1D							1W	1W	1D	随時	随時	随時	随時	2/W				
			カーペット・スィーパー																					
	定期清掃	洗浄	(全面クリーニング)			1Y					1Y													
タタミ	日常清掃	除塵	ほうき・真空掃除機 ※一部木床部の雑巾掛けを含む。																		随時	1W	1W	

6 市庁舎本館・南館及び合同庁舎 電気機械設備等保守業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市庁舎（以下「市庁舎」という。）本館・南館及び茨木市合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の電気設備・冷暖房設備及び空調換気設備並びに附属する機械設備、建築附帯設備等の保守業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 電気機械設備等保守業務

本館または南館に主任技術者が1人以上常駐（必要に応じて各館常駐）し、下記建物の電気設備等を管理すること。また、ポスト数等は下記のとおりとする。

市庁舎本館	3ポスト
市庁舎南館	3ポスト
合同庁舎	2ポスト

日勤A、夜勤は下記の資格者が従事すること。

本館：（1種・認定）電気工事士又は第三種電気主任技術者以上

ただし、第三種電気主任技術者は週6ポスト以上勤務すること

南館：（1種・認定）電気工事士又は第二種冷凍機械保安責任者、第三種電気主任技術者以上

ただし、第二種冷凍機械保安責任者以上は週5ポスト以上勤務すること

合同庁舎：（1種・認定）電気工事士又は二級ボイラー技士、第三種電気主任技術者以上
業務従事者は、下記資格等の有する者も従事させること。

- (1) 第三種電気主任技術者
- (2) 1種又は認定電気工事士
- (3) 危険物取扱者乙種4類
- (4) 自衛消防組織要員
- (5) 消防設備、建具、給排水、塗装、溶接等に精通している者

なお、上記業務従事者の中から指導監督を行うものを選任し、業務を遂行すること。

また、日勤者は各庁舎を交代で担当し、業務全体を熟知すること。

(2) 自衛消防組織要員

市庁舎南館の防災センターにおいては、防災センター内業務従事者の内から自衛消防組織要員を1名以上常駐させること。

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所	本館
茨木市駅前三丁目8番20号	茨木市役所	南館
茨木市東中条町2番13号	茨木市役所	合同庁舎

3 管理物件

市庁舎本館・南館、合同庁舎の電気設備・空調設備・冷暖房設備・防火消防設備・その他建築附帯設備及び給排水設備並びにこれらに附属する諸設備を含むものとする。

（主な設備は別紙「電気機械主要設備一覧表」のとおり）

4 主任技術者等の選任

法令等により、各施設において選任しなければならない下記資格者等の選任については、受託者（乙）において行い、諸届等一切の手続きをすること。またそれに係る費用も受託者

(乙)の負担とする。

- ・電気主任技術者
- ・冷凍保安責任者
- ・建築物環境衛生管理技術者

5 業 務

(1) 業務日及び業務時間

業務時間等は次のとおりとする。

本館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日勤A（1ポスト）												
夜勤（1ポスト）												
日勤（1ポスト）												
日曜を除く												

8時45分 17時15分

南館	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日勤A（1ポスト）												
夜勤（1ポスト）												
日勤（1ポスト）												
日曜を除く												

8時45分 17時15分

合同庁舎	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日勤A（1ポスト）												
夜勤（1ポスト）												

8時45分 17時15分

- (2) 休日又は時間外であっても特別の事由により必要の生じた場合は、甲と協議して業務にあたること。
- (3) 乙は、保守業務従事者の指導教育・健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は、保守業務従事者に制服、名札を支給し、業務中は必ず着用させること。
- (5) 乙は、保守業務従事者が病気その他の事由による欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れのある場合は、直ちに補充者をあてる等万全の措置を講じること。
- (6) 保守に必要な機器・工具・計器類・安全装具・その他日常維持作業に必要な消耗品（テープ類、カッター替歯等）等は、一切乙の負担とし、軽易な修繕（電源増設、保全塗装、クック補修、建具調整、Vベルト交換等）は乙が施工すること。修繕に関する主材料（ケーブル、塗料、木材、Vベルト等）は甲が負担する。

6 業務心得

保守業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 故意に業務上の危険及び責任を回避してはならない。
- (2) 業務中雑談・娯楽等にふけり業務を怠ってはならない。
- (3) 業務中に飲酒又は酒気を帯びて業務してはならない。

- (4) 職務に関係のない書類をみだりに閲覧し、又は複写してはならない。
その他物品等を持出してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 業務内容

(1) 電気設備保守

- ①受電設備・変電設備及び屋内配電設備並びにこれらに接続する全ての電気機器の運転・保守管理（巡回点検）とこれに必要な軽易な修繕を行うこと。
- ②保守に必要な機器・工具・計器類その他消耗品を常備すること。
- ③電気工作物の運用に関する記録及び諸官庁並びに電気事業者等に提出する書類の作成一切を行うこと。
- ④点検・測定については法令に規定する技術基準に基づくほか本市電気工作物保安規程を準用して、日常・定期点検及び測定試験に区分し、基準表を作成して行うこと。
- ⑤甲は自家用電気工作物の維持管理、運用に関して電気主任技術者の意見等を尊重するものとする。

(2) 機械設備等保守

- ①庁舎内に設置した冷・暖房設備及び給排水・消火栓設備及び屋内配管設備並びにこれらに接続する全ての機器の運転保守及び巡回点検とこれに必要な軽易な修繕を行うこと。
- ②保守に必要な機器・工具・計器類その他消耗品を常備し、品目を明記すること。ただし、電気関係と重複するものは省略することができる。
- ③設備の運用に関する記録及び諸官庁並びに電気事業者等に提出する書類の作成一切を行うこと。
- ④運転・管理・保守及び点検はそれぞれ法令に規定する技術基準に基づくほか、保安上必要な事項について、日常・定期点検及び測定試験に区分し、基準表を作成して行うこと。
- ⑤冷暖房期間並びに時間

冷房期間	7月1日から8月末日まで
暖房期間	12月1日から3月末日まで
冷・暖房時間	午前8時45分～午後5時15分

ただし、期間・時間を変更することがある。

- ⑥冷・暖房開始に必要な設備・機器の調整は開始期日前15日までに完了し、終了後は速やかに整備点検を行うこと。
- (3) その他給排水、建築設備等維持管理（巡回点検）とこれに必要な軽易な修繕を行うこと。
- (4) 運転日誌及び諸記録は毎日作成し、甲に提出すること。
- (5) 交代引継

- ①業務交代のときは、交代者に申し送り等その他必要な事項を確実に引き継ぎすること。
- ②業務交代のときに交代者が出勤しないときは、速やかに総括管理業務従事者に連絡し、交代者が来るまで業務すること。

【電気・機械設備等保守管理基準】

1 電気設備保守基準

- (1) 常時受電・変電・配電設備と中央監視盤を正確に操作するためには、図面と機器の表示負荷の性質により負荷の軽重、負荷の変動を確認し、日常・定期点検等によって機器の状態を把握し、予防保全を実施して設備を最高の状態に維持しなければならない。
- (2) 発電設備は、停電時又は非常時等の緊急時に機能を発揮させるための設備であるから、保守点検を怠らず特に起動に必要な予備電源の蓄電池等の整備に心がけ、周期的に試運転を実施すること。
- (3) 電灯・動力設備は系統図・接続図により施設の内容を把握し、日常の保守点検により正常な状態を維持すること。
- (4) 弱電設備については、日常の点検により機器の作動の正常を確認し、また取扱不良等その他の原因により過熱・焼損・破損・作動不良等を起さないよう取扱に注意すること。
- (5) 接地抵抗・絶縁抵抗については、法令を遵守して定期的に測定記録し、不良箇所はただちに修繕すること。
- (6) 受配電設備精密点検時の立会、仮設電源等の作業を行うこと。

2 空調設備保守基準

- (1) 保守点検と予防保全を励行して機器の正常運転と機器の寿命を延ばし、運転費の節減と事故発生の防止に努めること。
- (2) 機械室及び機器については、常時清潔な状態を保持し、運転操作に誤りのないよう心がけること。
- (3) 運転日誌その他の記録を大切にし、この記録により各機器の負荷変動に応じた操作を行い、合理的な操業を続けるよう留意すること。
- (4) 外気処理については季節を考慮し、特に冬季においては新鮮な外気を導入するよう努めること。
- (5) 空調設備の運転は空気の冷却と加熱の操作に注意を払い、配管やダクトの連携についても調査点検を行うこと。
- (6) 配管ストレーナ及び冷却塔ストレーナ等も点検、掃除を定期的に行い、目詰まりのないようにするとともに管内に空気の混入を防止すること。
- (7) その他法規上必要な機器の点検・検査を実施し、その記録は整理し保管すること。
- (8) 甲が指定する時期は朝8時と昼11時半に館内温度測定を行い、甲に報告すること。
- (9) ケーリングタワーについては年2回、ファンコイルやエアコン等のフィルタについては年2回、その他の空調設備についても年1回以上清掃を行うこと。また、設備稼働初期にビツリ菌属菌を対象とした細菌検査を1回行うこと。

3 防火・消防設備保守基準

- (1) 火災報知器については、機器の破損、腐食の有無、配線の不良の有無を点検、感知

器・受信機・発信機の機能状態を回路の導通試験により、異常のないよう保守管理すること。

(2) その他の消防用設備については部品の員数の確認と腐食・破損の有無の点検を月1回以上実施し、火災に備え整備しておくこと。

4 給排水設備保守基準等

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び事務所衛生基準規則等に従い保守点検及び検査を実施すること。主な項目及び特記は下記のとおり。

(1) 給水設備については、受水槽・高架水槽のポールタップ及び電極の作動の良否、揚水ポンプの機能とグラウンド部の水漏れ等を点検し、上水道使用場所の保守管理を実施すること。また、簡易専用水道検査及び飲料水の水質検査を実施すること。

なお、受水槽・高架水槽の内部清掃は年1回実施すること。

(2) 中水（雨水処理水）設備については、受水槽・高架水槽・電極・塩素注入器の点検、水質検査を実施すること。

(3) 排水系統については巡回点検し、汚水ポンプの状態に注意して、汚水の円滑な排出に努めること。

また配管についても継手その他の水漏れ、保温材の破損等の有無について点検すること。

なお、汚水槽、雑排水槽について、内部清掃を年2回実施すること。

(4) 空気環境測定については、法令に基づき2か月以内ごとに1回実施すること。

(5) 資格を要する業務については、取得後2年以上の実務経験を有すること。

(6) 保守点検及び検査に係る費用は全て受託者（乙）の負担とする。

7 当直業務委託仕様書

この仕様書は、市庁舎における当直業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

当直業務 夜勤 1ポスト 日直 4ポスト

2 業務場所

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館

3 業務

(1) 当直業務時間は、次のとおりとする。

平日（市の休日を除く）午後5時15分から翌朝午前8時45分まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
夜勤（1ポスト）													

8時45分 17時15分

市の休日 日直A・B 午前8時45分から午後5時15分まで
 日直C・D 午前7時30分から午後5時30分まで
 宿直 午後5時15分から翌朝午前8時45分まで

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
日直（4ポスト）	A												
	B												
	C												
	D												

8時45分 17時45分
7時30分 17時15分

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
夜勤（1ポスト）													

8時45分 17時15分

- (2) 休日又は時間外であっても非常事態その他の事由により必要のある場合は、甲と協議して業務に対処すること。
- (3) 乙は、当直業務従事者の指導教育・健康管理について責任をもってこれにあたり、不都合のある場合は交代等の処置をとること。
- (4) 乙は当直業務従事者に、業務執行中は制服・名札を着用させ、常に清潔端正を旨とし、その品位を保つように努めること。
- (5) 乙は、当直業務従事者が病気、その他の事由により欠勤等のため、業務に支障をきたす恐れがある場合には、直ちに補充者をあてる等、万全の措置を講じること。

4 業務心得

当直業務従事者は、次の各項の業務心得を遵守すること。

- (1) 服務に当たっては、簡潔・親切・丁寧に対応することを旨とし、かつ敏速正確を期さなければならない。
- (2) 業務中は私語を慎み、相手方に不快の念を与えないように留意しなければならない。
- (3) 不当な申し出及び雑談・暴言等を発せられた場合でも、決してそれに反抗し、又は理屈がましい応答をしてはならない。その甚だしいときは、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。
- (4) 相手方から、受付案内業務従事者の対応により不快の念を与えられたなどの苦情を受けた場合は、総括管理業務従事者に報告し指示を受けなければならない。

5 業務内容

- (1) 主要業務内容は、「当直事務取扱要領」に準ずること。
- (2) 有功者等受付業務については葬儀受付時、甲が貸与するパソコンで有功者等が該当しないか確認を行い、該当者があった場合、午前1回、午後1回甲が指定する連絡先に連絡するとともに報告書を作成すること。また、連絡時、電報送付等の指示があった場合は、甲の指示に従い処理すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び細目については、法令その他慣習によるほか甲・乙協議の上定めるものとする。

8 市庁舎ねずみ昆虫等防除業務委託仕様書

この仕様書は、市庁舎におけるねずみ昆虫等防除業務の委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

ねずみ昆虫等の防除業務

厚生労働大臣の指定する講習を修了した者で、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。

2 対象施設及び床面積

茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館	(16,683.15㎡)
茨木市駅前三丁目8番20号	茨木市役所南館	(13,515.86㎡)
茨木市東中条町2番13号	茨木市合同庁舎	(6,569.09㎡)
茨木市上中条二丁目12番28号	茨木市上中条分室	(2,113.27㎡)

なお、各施設の対象箇所数は次のとおり

	トイレ	湯沸室	浴室	ゴミ置場	食堂厨房	洗濯場	消毒室	ピット
本館	31	12	1	1				1
南館	30	8		1				1
合同庁舎	17	4	1		1		1	1
上中条分室	3	2	1		1	1		

※ それぞれの実施回数は、トイレ・ピットは6回/年、それ以外は2回/年とする。

3 業 務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則にもとづき業務を実施し、結果の報告をすること。

作業において乙は、甲の担当者となずみ昆虫等の発生場所・生息場所を定期的かつ統一的

に調査し、それに基づき実施場所及び効果的な作業方法を選択して実施すること。
なお、実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

4 使用薬剤

実施にあたり使用する薬剤は次の条件に適合した物とする。

- (1) 薬事法の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (2) ねずみ昆虫等の種類を考慮して、殺虫・殺菌・消毒の効果が十分にあること。
- (3) 環境に配慮したものであること。
- (4) 引火性のないこと。
- (5) 備品・紙類等を変質・変形・変色させる恐れのないこと。

5 その他

- (1) 契約期間中は常時完全駆除の状態を保持すること。
- (2) 本業務は甲の承諾の上で随時、環境調査並びに防除作業を実施すること。
- (3) 作業実施計画書を甲に提出し、十分に協議した上、指示に従い作業を実施すること。
- (4) 特に必要と認める場合は、甲の要請により速やかに対応し防除作業を実施すること。
- (5) 作業実施に必要な、用水・電力等は甲が無償で提供する。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

9 特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検業務委託仕様書

この仕様書は、庁舎における特殊建築物等定期点検及び建築設備定期点検の業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 特殊建築物等定期点検業務

1級・2級建築士

特殊建築物調査資格者

等、上記の有資格者であり、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。ただし、当該業務は前回実施の令和2年を基準として、3年に1回の実施とする。

(2) 建築設備定期点検業務

国土交通大臣の定める建築設備検査資格者

1級及び2級建築士で国土交通大臣指定建築設備検査資格者講習受講者

等、上記の有資格者であり、2年以上の実務経験を有する者が業務に従事すること。

2 対象施設

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所 本館

茨木市駅前三丁目8番20号

茨木市役所 南館

茨木市東中条町2番13号

茨木市役所 合同庁舎

茨木市上中条二丁目12番28号

茨木市役所 上中条分室

3 業 務

建築基準法第12条に基づき点検業務を実施し、結果の報告をすること。
点検報告書は2部作成し、提出すること。

4 業務内容

対象	点検内容	方法
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の状況 ・建築設備の設置に関する状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、腐食等の劣化状況 〈例：コンクリートのひび割れ、鉄骨の腐食、外装材の浮き上がり等〉 	目視・打診等
	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な改変行為等による法不適合状況 〈例：間仕切り変更による防火区画を形成する壁の撤去通路閉塞による避難階段の利用障害、非常出入口の撤去等〉 	目視等
<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備の構造に関する状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷、腐食等の劣化状況 〈例：エレベーターの作動不良、給水タンク内部の腐食、非常用照明の点灯不良、防火設備等〉 	目視・作動確認 機器測定等
	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な改変行為等による不適合状況 〈例：内装変更による換気口閉鎖、空調ダクト交換時の接続ミス等〉 	目視

特殊建築物等定期点検

- 1 資料の調査・整理 (計画通知書・竣工図等の確認)
- 2 定期点検計画の確定 (定期点検計画と定期点検経路を確定)
- 3 定期点検の実施 (定期点検表・定期点検結果図の作成)
- 4 定期点検結果の判定 (判定基準による判定)
- 5 施設管理者への報告 (点検表等の提出)

建築設備定期点検

- 1 資料の調査・整理 (計画通知書・竣工図等の確認)
- 2 定期点検計画の確定 (定期点検計画と定期点検経路を確定)
- 3 定期点検の実施 (定期点検表・定期点検結果図の作成)
- 4 定期点検結果の判定 (判定基準による判定)
- 5 施設管理者への報告 (点検表等の提出)

10 上中条分室 清掃業務委託仕様書

上中条分室の清掃業務委託について、その要領は、「茨木市施設管理業務標準仕様書」（「市庁舎本館・南館及び合同庁舎清掃業務委託仕様書」に記載）及び次の「特記仕様書」による。

・・

特記仕様書（上中条分室）

1 清掃の対象施設

茨木市上中条分室 茨木市上中条二丁目12番28号
地上3階 延床面積 2,113.27㎡

2 清掃の対象部分

別表「清掃作業実施基準」（以下「別表」という。）のとおり。
なお、別表以外に次の作業を実施するものとする。

○ マットの配置等

雨天時等は状況に応じてマットの配置等適切な措置を講ずること。

○ 照明器具等の清掃

照明器具清掃、換気孔の清掃、ブラインド清掃、高所除塵は汚れの状況に応じ、点検交換時等に適宜実施すること。

3 業務日及び作業時間

(1) 業務日

ア 日常清掃及び日常巡回清掃は、市の休日を除き毎日又は別表の周期で実施すること。

イ 定期清掃は、別表に基づき甲と協議した日に実施すること。

(2) 作業時間

ア 日常清掃 午前8時00分から午後5時15分まで

イ 定期清掃 甲と協議した時間

ウ 日常巡回清掃 甲と協議した時間

4 費用負担

清掃業務に必要なトイレットペーパー、水石鹼等の衛生消耗品は、一切乙の負担とし、その使用材料等は品質良好なものを使用すること。

5 居室等の使用

乙は清掃業務に伴い、各施設の控室及び所定の用具置場等を使用することができる。なお、使用については、適切な管理をしなければならない。

6 その他

洗剤等の使用にあつては、材質に適しかつ作業員の人体や環境に配慮した適正な洗剤等を使用すること。

別表表記中1Wは「壁」の清掃を除き、日常清掃とする。

1 1 上中条分室 電気機械設備等保守業務委託仕様書

この仕様書は、上中条分室の電気設備・機械設備・空調設備・給排水設備・建築附帯設備等の保守業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 業務種目

(1) 電気設備保守業務

第三種電気主任技術者又は（第一種・認定）電気工事士以上の有資格者が業務に従事すること。

(2) 機械設備等保守業務

二級ボイラー技士、危険物取扱者乙種4類の有資格者が業務に従事すること。

(3) その他

上記の業務従事者は、市庁舎本館・市庁舎南館・合同庁舎の業務従事者の中から点検周期に応じ、分室点検業務に従事させること。その場合分室点検従事者として、ポスト配置すること（兼務は認めない）。

2 業務場所

茨木市上中条二丁目12番28号 茨木市役所上中条分室

3 管理物件

上中条分室 電気機械設備等保守基準（以下「保守基準」という。）のとおりとする。
（別紙「電気機械主要設備一覧表」のとおり）

4 主任技術者の選任

上中条分室の電気主任技術者は、乙において選任し、諸届等一切の手続きをすること。

5 業 務

「市庁舎本館・南館及び合同庁舎電気機械設備等保守業務委託仕様書」の「5業務」の（2）～（6）を準用する。

6 業務内容

- (1) 保守基準に基づく保守とこれに必要な軽易な補修を行うこと。
- (2) 保守に必要な機器・工具・計器類・安全器具・その他日常維持作業に必要な消耗品（テ

ープ類、カッター替歯等）等は、一切乙の負担とし、軽易な補修（電源増設、保全塗装、クック補修、建具調整等）は乙が施工すること。補修に関する主材料（ケーブル、塗料、木材等）は甲が負担する。

- (3) 設備の運用に関する記録及び諸官庁等に提出する書類作成の一切を行うこと。
- (4) 保守及び点検は、それぞれ法令に規定する技術基準に基づくほか保安上必要な事項について基準表を作成して行うこと。
- (5) 冷暖房期間

冷房期間 7月1日から8月末日まで

暖房期間 12月1日から3月末日まで

冷・暖房時間 午前8時45分から午後5時15分まで

ただし、甲・乙協議により期間・時間を変更することが出来る。

- (6) 冷暖房開始に必要な設備の整備は、使用開始15日前までに完了しておくこと。
- (7) 各施設ごとに点検及び整備計画表を作成し、作業の実施後は速やかに報告書を甲に提出すること。
- (8) 給水設備については、受水槽・高架水槽のボールタップ及び電極の作動の良否、揚水ポンプの機能とグランド部の水漏れ等を点検し、上水道使用場所の保守管理を実施すること。また、受水槽・高架水槽の内部清掃点検は年1回実施すること。
- (9) 甲は自家用電気工作物の維持管理、運用に関して電気主任技術者の意見等を尊重するものとする。

上中条分室電気機械設備等保守基準

設 備	項 目	回 数	備 考
1 空気調和設備 冷暖房設備	ファンコイルエアークリーニング 熱交換型換気扇フィルター清掃 ルームエアコン・エアークリーニング ポンプ等点検 換気扇清掃	1 / 6月 1 / 6月 1 / 6月 1 / 年 1 / 3月	
2 給排水設備	受水槽定水位弁パッキン取替 受水槽・高架水槽清掃点検 飲料水の水質検査 (臭い、色、濁り、残塩) 揚水ポンプ点検 水栓類点検 温水ポンプ点検 貯湯式湯沸器ボールタップパッキン取替 給湯温水器・膨張タンク 点検・清掃 給湯ポンプ点検	適時 1 / 年 随時 1 / 週 1 / 月 1 / 3月 適時 必要に応じ 1 / 3月	
3 衛生器具	便器フラッシュバルブ点検 水石鹸容器点検	1 / 3月 1 / 3月	
4 照明設備	照明器具の球切れ交換 (高所のみ) 屋外照明点灯消灯時刻の設定	随時 適時	
5 受変電設備	メーター記録 外観点検	2 / 月 2 / 月	
6 消防用設備	自動火災報知設備外観点検 消火器外観点検 防火扉外観点検 非常照明・誘導灯バッテリー点検	1 / 3月 1 / 3月 1 / 3月 1 / 3月	
7 モーター	異音の有無 電流測定 低圧回路メガーテスト	1 / 月 1 / 月 1 / 年	

電氣機械主要設備一覽表

茨 木 市

1 市庁舎本館

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①引込盤	1面	取引用変成器、避雷器	8.4KV×3台
②受電盤	1面	真空遮断器	(7.2KV600A)×1台
③饋電盤(1)	1面	真空遮断器	(7.2KV400A)×1台
④饋電盤(2)	1面	真空遮断器	(7.2KV400A)×2台
⑤切替盤	1面	真空双投負荷開閉器	(7.2KV400A)×1台
		真空遮断器	(7.2KV400A)×1台
⑥発電機連絡盤	1面	真空遮断器	(7.2KV400A)×1台
⑦コンデンサ盤	4面	真空負荷開閉器、直列リアクトル	
		進相コンデンサ×4	(115KVar)
⑧低圧動力盤	3面	トランス	6.6KV/210V 300KVA×2基 100KVA×1基
(変圧盤)		LBS7.2KV200A×3台	
		トランス	6.6KV/210V 200KVA×1基
		LBS7.2KV200A×1台	
⑨低圧電灯盤	3面	トランス	6.6KV/210V・150V 150KVA×3基
		LBS7.2KV200A×3台	
⑩発電機動力盤	1面	トランス	6.6KV/210V 200KVA×1基
		LBS7.2KV200A×1台	
⑪発電機電灯盤	1面	スコットトランス	6.6KV/210V・150V 150KVA×1基
		LBS7.2KV200A×1台	

(2) 蓄電池設備

①直流盤	1面	
②蓄電池	1組	HSE-300AH/10HR
③UPS	1基	

(3) 中央監視盤設備

①中央監視装置 1式

(4) 発電機設備 (6NHL-STP) 6600V 500KVA 685PS 以上

(5) 幹線設備

(6) 分岐回路設備

(7) 電灯設備

- ①蛍光灯
- ②白熱灯
- ③街路水銀灯

(8) コンセント設備

- (9) 放送設備 ①アンプ一般用 ②アンプ防災用 ③スピーカー天井設備
- (10) 時計設備
- (11) 表示器設備
- (12) インターホン・プザー設備
- (13) テレビ共同聴視設備
- (14) 議場弱電設備
- (15) 火災報知器設備
- (16) 避雷針設備
- (17) 電動ブラインド設備
- (18) 防火扉設備
- (19) エレベーター監視設備

2 空調和設備

(1) 冷暖房用熱源設備

①ガス吸収式冷温水機 (AUJ - 180CGS) ×3台			
冷凍能力	544.3×10 ³ Kcal/H	加熱能力	455.4×10 ³ Kcal/H
冷水流量	1810 ㍈/min	温水流量	1810 ㍈/min
ガス消費量 (冷房)	49.1N m ³ /H	(暖房)	49.1N m ³ /H
冷却水流量	3000 ㍈/min		

②同上冷却塔×3台

冷却能力	180 冷凍トン (990,000Kcal/H)		
入・出口水温	37.5°C~32°C	循環水量	3000 ㍈/min

(2) 空気調和機設備

①1~3階 南系統 (OAC-1)	風量	10700 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	5.5Kw	1台
②地階系統 (OAC-2)	風量	8900 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	5.5Kw	1台
③4・5階系統 (OAC-3)	風量	9000 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	5.5Kw	1台
④3・4階東系統 (OAC-4)	風量	4400 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	3.7Kw	1台
⑤B1・6・7階北系統 (OAC-5)	風量	8300 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	5.5Kw	1台
⑥1-3階北系統 (OAC-6)	風量	9700 m ³ /H	
冷温水コイル	8列	5.5Kw	1台
⑦玄関ホール系統 (AC-1)	風量	10000 m ³ /H	
冷温水コイル	6列	5.5Kw	1台

⑧ 4階議場系統(AC-2)	風量 22200 m ³ /H	
冷温水コイル 6列 15.0Kw		1台
⑨ 5階東系統(AC-3)	風量 15300 m ³ /H	
冷温水コイル 6列 7.5Kw		1台
(3) 給排気設備		
①地階系統給気ファン	25,308 m ³ /H× 35mmAq×	5.5Kw×1台
②発電機室給気ファン	20,000 m ³ /H× 20mmAq×	5.5Kw×1台
③地階系統排気ファン	19,260 m ³ /H× 35mmAq×	5.5Kw×1台
④B2階書庫系統排気ファン	3,600 m ³ /H× 30mmAq×	1.5Kw×1台
⑤地階駐車場排気ファン	7,500 m ³ /H× 60mmAq×	3.7Kw×1台
⑥ 4.5階議場周辺系統排気ファン	2,700 m ³ /H× 15mmAq×	1.5Kw×1台
⑦ 4.5階議場傍聴席系統排気ファン	450 m ³ /H× 20mmAq×	0.4Kw×1台
⑧中央便所系統排気ファン	2,800 m ³ /H× 25mmAq×	1.5Kw×1台
⑨中央湯沸室系統排気ファン	1,800 m ³ /H× 25mmAq×	0.75Kw×1台
⑩ 5階東諸室余剰系統排気ファン	5,600 m ³ /H× 30mmAq×	1.5Kw×1台
⑪北便所・湯沸室系統排気ファン	12,000 m ³ /H× 40mmAq×	5.5Kw×1台
⑫ 3-7階余剰系統排気ファン	8400 m ³ /H× 30mmAq×	3.7Kw×1台
⑬ 3.4階東系統排気ファン	3300 m ³ /H× 25mmAq×	0.75Kw×1台
⑭天井換気扇 低騒音型		一式
⑮有圧換気扇		一式
⑯空気清浄機 電気集塵方式天井吊り型 処理風量 1080 m ³ /H		一式
(4) 排煙設備 電動機:7.5kw (CMF II-R 3φ200V)		一式
(5) 冷温水ポンプ設備		
①冷温水1次ポンプ	1817 ℓ/min×15m×	7.5Kw×3台
②冷温水2次ポンプ	1817 ℓ/min×32m×	18.5Kw×4台
③冷却水ポンプ	3000 ℓ/min×25m×	18.5Kw×3台
(6) 空冷ヒートポンプ式エアコン設備		
①天井埋込カセット型(二方向吹)		一式
②天井埋込カセット型(四方向吹)		一式
③天井カセット型		一式
④床置型		一式
⑤壁掛ルームエアコン型		一式
(7) ファンコイルユニット設備		
①天井埋込カセット型(二方向吹)		一式
②床置型		一式
(8) 全熱交換機		
①床置型		一式
②天井埋込型		一式
(9) 配管・ダクト設備 一式		

3 給排水衛生、消火設備

①給水関係

・受水槽	FRP製 複合板 25m ³ 2槽式	1基
・高架水槽	FRP製 複合板 15m ³ 1槽式	2基
・揚水ポンプ	揚水量 730 ℓ/min×55m×15Kw	2台

②汚水・雑排水関係

・汚水ポンプ	能力 100 ℓ/min×24.4m×5.5Kw	2台
・雑排水ポンプ	能力 100 ℓ/min×24.4m×5.5Kw	1台
・湧水ポンプ	能力 300 ℓ/min×2.2Kw	1台
・ "	能力 200 ℓ/min×1.5Kw	1台

③発電機関係(冷却水槽用給水)

・冷却水槽用給水ポンプ	能力 275 ℓ/min×0.75Kg/cm ²	1台
-------------	-------------------------------------	----

④消火設備

・消火ポンプ	揚水量 450 ℓ/min×15Kw	1台
・泡消火ポンプ	揚水量 1400 ℓ/min×45Kw	1台

泡原液タンク 保有量 600m³

連結送水口及び配管(泡) 泡ヘッド 感知ヘッド

連結送水口及び配管

屋内消火栓(1号)ノズルホース付 29箱

・スプリンクラーポンプ	揚水量 900 ℓ/min×15Kw	1台
-------------	--------------------	----

スプリンクラーヘッド一式、送水口(100A)及び配管、フート弁(100A)

・貯水槽(スプリンクラーポンプ用)	水槽内容積 230m ³	1基
-------------------	-------------------------	----

・貯水槽(消火ポンプ用)	FRP単板 1槽式 16m ³	1基
--------------	----------------------------	----

2 市庁舎南館

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①計器盤	2面	取引用変圧器		
②受電盤	2面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×1台
③饋電盤 No.1	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×2台
④饋電盤 No.2	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×1台
⑤スクリー式ヒートポンプ盤	1面	LBS (7.2KV200A)		×2台
⑥母線連絡盤	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×1台
⑦発電機連絡盤	1面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×1台
⑧コンデンサ盤	2面	真空遮断器 (7.2KV600A)		×1台
		真空負荷開閉器 (6.6KV200A)		×3台
		直列リアクトル (14.9Kvar)		×3台
		進相コンデンサ (115Kvar)		×3台
⑨床暖房盤	1面	トランス (6.6KV/210V 200KVA)		×1台
		LBS (7.2KV200A)		×1台
⑩電算機盤	1面	トランス (6.6KV/210V 200KVA)		×1台
		LBS (7.2KV200A)		×1台
⑪防災電灯盤	1面	スコットトランス (6.6KV/210-105V 150KVA)		×1台
		LBS (7.2KV200A)		×1台
⑫防災動力盤	1面	トランス (6.6KV/210V 500KVA)		×1台
		LBS (7.2KV200A)		×1台
⑬一般動力盤	2面	トランス (6.6KV/210V 300KVA)		×2台
		LBS (7.2KV200A)		×1台
⑭一般電灯盤	3面	トランス (6.6KV/210-150V 200KVA)		×3台
		LBS (7.2KV200A)		×3台

(2) 高圧引込開閉器盤	2面	PGS (7.2KV400A)		×2台
		避雷器 8.4KV		×2台

(3) 蓄電池設備

①直流電源装置	1面			
②蓄電池	1組	MSEX-300AH/10HR		
③UPS	1基	150KVA		

(4) 発電機設備 (S6R-PTK)

6.6KV 625KVA 60HZ 750ps

(5) 幹線設備

(6) 電灯設備

- ①蛍光灯
- ②白熱灯
- ③街路水銀灯

(7) 放送設備

(8) 電話設備

(9) インターホン設備

(10) 時計設備

(11) 表示設備

(12) テレビ共同聴視設備

(13) 防災設備

(14) 電気錠設備

(15) 避雷針設備

(16) 視聴覚システム設備

(17) 車路管制設備

(18) 照明調光設備

(19) 照明制御設備

2 空調設備

(1) 空気熱源スクリー・ヒートポンプチラー

型式 セパレート型 150RT 防振 A 機器 COMP 6,600V 180KW R 1 台
 冷房能力 453,600Kcal/H 補機 3φ-200V 2.2KW L
 暖房能力 375,000Kcal/H
 冷水量 1,512 m³/min 冷媒管(往)100m(還)100m 動力盤・制御盤共
 屋外設置:低騒音型空気熱交換器 防振 A 機器 FAN 3φ-200V 30KW L 1 台
 温度条件:冷水 12°C→7°C, 温水 43°C→48°C

(2) 空気熱源スクリー・冷凍機・氷蓄熱仕様

型式 熱回収セパレート型 100RT 防振 A 機器 COMP 6,600V 132KW R 1 台
 冷凍能力 302,400Kcal/H 補機 3φ-200V 6.8KW L
 暖房能力 240,000Kcal/H
 冷水量 1,008 m³/min 冷媒管(往)130m(還)130m 動力盤・制御盤共
 屋外設置:低騒音型空気熱交換器 防振 A 機器 FAN 3φ-200V 20.4KW L 1 台
 温度条件:冷水 12°C→7°C, 温水 43°C→48°C

(3) 氷蓄熱槽

FRP 製 サンドイッチパネル型 700 USRT-H 1 台

(4) 年間冷房型空冷チラー

型式 空冷型スクリーチラー 40HP 防振 A 機器 COMP 3φ-200V 30KW S 1 台
 冷凍能力 101,480Kcal/H 冷水量 354 m³/min FAN 0.55×4KW L

(5) 冷温水蓄熱槽 1 次ポンプ (RR-1 用)

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 1 台
 能力 100 80φ×1,512 m³/min 18mAq

(6) 冷温水蓄熱槽 1 次ポンプ (RR-2 用)

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 5.5KW L 1 台
 能力 100 80φ×1,008 m³/min 17mAq

(7) 電算室系冷水 1 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 2.2KW L 1 台
 能力 65 50φ 354 m³/min 15mAq

(8) 一般系統温水蓄熱槽 (2 次ポンプ) 放熱

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 3 台
 能力 100 80φ 1,107 m³/min 35mAq 背圧 6 kg f/c □

(9) 電算室系冷水空調機側 2 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 1.5KW L 2 台
 能力 65 50φ 312 m³/min 13mAq 背圧 6 kg f/c □

(10) 一般系統温水蓄熱槽 (2 次ポンプ) 放熱

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 11KW S 1 台
 能力 125 100φ 2,514 m³/min 17mAq

(11) 一般系温水空調機側 1 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 7.5KW S 1 台
 能力 125 100φ 2,514 m³/min 11mAq 背圧 6 kg f/c □

(12) 一般系冷水蓄熱槽

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 22KW S 1 台
 能力 150 125φ 3,788 m³/min 22mAq

(13) 電算室系冷水水蓄熱槽 2 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 2.2KW L 1 台
 能力 80 65φ 312 m³/min 12mAq
 背圧 6 kg f/c □

(14) 一般系冷水空調機側 1 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 18.5KW S 1 台
 能力 150 125φ 3,788 m³/min 18mAq
 背圧 6 kg f/c □

(15) 電算室系冷水空調機側 1 次ポンプ

型式 片吸込渦巻ポンプ 防振 A 3φ-200V 1.5KW L 1 台
 能力 65 50φ 312 m³/min 6mAq
 背圧 6 kg f/c □

(16) 熱交換器 (水・水) 一般系統冷水用 [HE-1]

型式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1 台
 交換熱量 1,136,400 Kcal/H
 冷水量 1 次 3,788 m³/min 入口 7°C 出口 12°C
 冷水量 2 次 3,788 m³/min 入口 13°C 出口 8°C

(17) 熱交換器 (水・水) 一般系統温水用 [HE-2]

型式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1 台
 交換熱量 754,200 Kcal/H
 温水量 1 次 2,514 m³/min 入口 47°C 出口 42°C
 温水量 2 次 2,514 m³/min 入口 41°C 出口 46°C

(18) 熱交換器 (水・氷) 電算室系統冷水用 [HE-3]

型式 プレート式熱交換器 SUS316 製 1 台
 交換熱量 140,100 Kcal/H

	温水量 1次	467 m ³ /min	入口 1.5°C	出口 6.5°C		
	温水量 2次	467 m ³ /min	入口 13°C	出口 8°C		
(19)	水処理装置	[MS-1]				
	型式	全自動上向流急速濾過機	3φ-200V	0.8KW	1台	
	本体寸法	600φ×1,386H				
	濾過材	粒状浮上濾材	φ1.1mm			
(20)	冷温水ヘッダ (往)	[HCHS- -1]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	3,100 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	13個付
(21)	冷温水ヘッダ (還)	[HCHS- -2]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	3,100 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	13個付
(22)	冷温水ヘッダ (往)	[HCHR- -1]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	2,500 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	11個付
(23)	冷温水ヘッダ (還)	[HCHR- -2]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	2,500 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	11個付
(24)	冷温水ヘッダ (往)	[HCS - -1]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	2,300 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	11個付
(25)	冷温水ヘッダ (還)	[HCS - -2]				
	材質	鋼管製 SGP 耐圧	10K		1台	
	外形寸法	1,800 m ³	300φ	溶融亜鉛メッキ	タッピング	12個付
(26)	膨張タンク (冷温水用)	[TE - -1]				
	型式	開放型			1台	
	材質	SUS304 製	容量	0.5□	架台	550H
	外形寸法	1,200×1,200×1,000H	マンホール付			
(27)	膨張タンク (冷水用)	[TE - -2]				
	型式	開放型			1台	
	材質	SUS304 製	容量	0.1□	架台	550H
	外形寸法	500×500×600H	マンホール付			
(28)	膨張タンク (冷水用 RR3)	[TE - -3]				
	型式	開放型			1台	
	材質	SUS304 製	容量	0.1□	架台	250H
	外形寸法	500×500×500H	マンホール付			
(29)	空調機 (1F インテリア系統)	[ACU 1-1]				
	全熱交換器組込コンパクト型	防振 A SF 3φ-200V	7.5KW	L	1台	
	冷房能力	57,400Kcal/H	RF	5.5KW		

	冷水量	191 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	46,800Kcal/H				
	温水量	156 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	11,000CMH	外気量	3,240CMH		
	機外静圧	35+30 mm Aq	還気量	9,750CMH		
	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	9.3 kg/H	全熱交換器	静止型
(30)	空調機 (1F エントランスホール系統)	[ACU 1-2]				
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ-200V	3.7KW	L	1台	
	冷房能力	27,700Kcal/H	RF	3.7KW		
	冷水量	92 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	31,200Kcal/H				
	温水量	104 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	7,700CMH	外気量	750CMH		
	機外静圧	35+40 mm Aq	還気量	7,500CMH		
	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	2.2 kg/H	全熱交換器	静止型
(31)	空調機 (2F インテリア系統)	[ACU 2]				
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ-200V	11KW	L	1台	
	冷房能力	68,700Kcal/H	RF	5.5KW		
	冷水量	229 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	24,800Kcal/H				
	温水量	83 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	10,700CMH	外気量	4,770CMH		
	機外静圧	35+30 mm Aq	還気量	9,450CMH		
	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	13.7 kg/H	全熱交換器	静止型
(32)	空調機 (3F インテリア系統)	[ACU 3]				
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ-200V	11KW	L	1台	
	冷房能力	78,300Kcal/H	RF	5.5KW		
	冷水量	261 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	36,800Kcal/H				
	温水量	123 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	10,900CMH	外気量	6,300CMH		
	機外静圧	35+30 mm Aq	還気量	9,800CMH		
	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	18.1 kg/H	全熱交換器	静止型
(33)	空調機 (4F インテリア系統)	[ACU 4]				
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ-200V	11KW	L	1台	
	冷房能力	73,500Kcal/H	RF	5.5KW		
	冷水量	245 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	24,700Kcal/H				
	温水量	82 m ³ /min	ΔT=5°C			

	送風量	10,200CMH	外気量	5,040CMH				
	機外静圧	35+30 mm Aq	還気量	10,200CMH				
(34)	空調機 (5F インテリア系統)	[ACU 5]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	14.5 kg/H	全熱交換器	静止型
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ- 200V	11KW	L	1台			
	冷房能力	73,500Kcal/H	RF	5.5KW				
	冷水量	245 m ³ /min	ΔT=5°C					
	暖房能力	24,700Kcal/H						
	温水量	82 m ³ /min	ΔT=5°C					
	送風量	10,100CMH	外気量	4,770CMH				
	機外静圧	35+30 mm Aq	還気量	18,100CMH				
(35)	空調機 (6F インテリア系統)	[ACU 6]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	14.5 kg/H	全熱交換器	静止型
	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ- 200V	11KW	L	1台			
	冷房能力	73,900Kcal/H	RF	5.5KW				
	冷水量	246 m ³ /min	ΔT=5°C					
	暖房能力	32,100Kcal/H						
	温水量	107 m ³ /min	ΔT=5°C					
	送風量	11,000CMH	外気量	5,370CMH				
	機外静圧	50+40 mm Aq	還気量	9,900CMH				
(36)	空調機 (7F 電算室系統)	[ACU 7-1]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	15.4 kg/H	全熱交換器	静止型
	開放型床吹出タイプ	A SF 3φ- 200V	5.5KW	L	5台			
	冷房能力	22,500Kcal/H						
	冷水量	75 m ³ /min	ΔT=5°C					
	送風量	12,500CMH	還気量	12,500CMH				
(37)	空調機 (7F 事務室系統)	[ACU 7-2]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	8.9 kg/H	全熱交換器	静止型
	コンパクトタイプ床吹出型	A SF 3φ- 200V	3.7KW	L	1台			
	冷房能力	21,115Kcal/H	冷水量	70.4 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	21,115Kcal/H	温水量	70.4 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	8,550CMH	外気量	690CMH				
	機外静圧	20 mm Aq	還気量	7,860CMH				
(38)	空調機 (7F デバック室系統)	[ACU 7-3]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	8.9 kg/H	全熱交換器	静止型
	コンパクトタイプ床吹出型	A SF 3φ- 200V	5.5KW	L	1台			
	冷房能力	12,270Kcal/H	冷水量	40.9 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	12,270Kcal/H	温水量	40.9 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	4,850CMH	外気量	690CMH				
	機外静圧	15 mm Aq	還気量	4,160CMH				

	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	6.2 kg/H				
(39)	空調機 (8F 市民ふれあいサロン系統)	[ACU 8-1]	全熱交換器組込コンパクト型	A SF 3φ- 200V	3.7KW	L	1台	
	冷房能力	47,700Kcal/H	RF	3.7KW				
	冷水量	159 m ³ /min	ΔT=5°C					
	暖房能力	21,300Kcal/H						
	温水量	71 m ³ /min	ΔT=5°C					
	送風量	7,900CMH	外気量	3,120CMH				
	機外静圧	50+40 mm Aq	還気量	5,780CMH				
(40)	空調機 (8F 会議室西系統)	[ACU 8-2]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	9.1 kg/H	全熱交換器	静止型
	コンパクト型	A SF 3φ- 200V	1.5KW	L	1台			
	冷房能力	22,900Kcal/H	冷水量	76 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	15,700Kcal/H	温水量	52 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	2,100CMH	外気量	1,530CMH				
	機外静圧	15 mm Aq	還気量	570CMH				
(41)	空調機 (8F 会議室東系統)	[ACU 8-3]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	8.8 kg/H	全熱交換器	静止型
	コンパクト型	A SF 3φ- 200V	1.5KW	L	1台			
	冷房能力	16,300Kcal/H	冷水量	54 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	11,200Kcal/H						
	送風量	1,400CMH	外気量	1,140CMH				
	機外静圧	20 mm Aq	還気量	260CMH				
(42)	空調機 (9F インテリア系統)	[ACU 9]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	6.5 kg/H	全熱交換器	静止型
	ファン組込コンパクト型	A SF 3φ- 200V	5.5KW	L	1台			
	冷房能力	84,000Kcal/H	RF	3.7KW				
	冷水量	280 m ³ /min	ΔT=5°C					
	暖房能力	74,000Kcal/H						
	温水量	247 m ³ /min	ΔT=5°C					
	送風量	7,200CMH	外気量	7,200CMH				
	機外静圧	20+20 mm Aq						
(43)	空調機 (10F ロビー系統)	[ACU 10-1]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	45.0 kg/H	全熱交換器	静止型
	コンパクト型	A SF 3φ- 200V	1.5KW	L	1台			
	冷房能力	22,500Kcal/H	冷水量	75 m ³ /min	ΔT=5°C			
	暖房能力	20,900Kcal/H	温水量	70 m ³ /min	ΔT=5°C			
	送風量	2,800CMH	外気量	1,350CMH				
	機外静圧	40 mm Aq	還気量	1,450CMH				
(44)	空調機 (10F 会議室)	[ACU 10-2]	中性能フィルター	NBS 65%	水加湿器	7.7 kg/H	全熱交換器	静止型
	全熱交換器組込型	A SF 3φ- 200V	15KW	L	1台			
	冷房能力	123,400Kcal/H	RF	11KW				
	冷水量	411.3 m ³ /min	ΔT=5°C					
	暖房能力	79,200Kcal/H						

	型式	静止型	天井インペイ型	1φ-100V	0.09KW	L	4台	
	処理風量	60CMH		静 圧	10 mm Aq			
(79)	全熱交換器ユニット (7F 第 1, 2 電子計算室、データ保管室) [HEX-6]							
	型式	静止型	床置露出型	1φ-100V	0.235KW	L	1台	
	処理風量	420CMH		静 圧	10 mm Aq			
(80)	定風量ユニット [CAV-1]							
	型式	定風量全閉式	消音 BOX 付	AC24V	0.011KW		3台	
	最大風量	200CMH						
(81)	定風量ユニット [CAV-2]							
	型式	定風量全閉式	消音 BOX 付	AC24V	0.011KW		4台	
	最大風量	500CMH						
(82)	定風量ユニット [CAV-2]							
	型式	定風量全閉式	消音 BOX 付	AC24V	0.011KW		2台	
	最大風量	1,500CMH						
(83)	定風量ユニット [CAV-2]							
	型式	定風量全閉式	消音 BOX 付	AC24V	0.011KW		2台	
	最大風量	6,800CMH						
(84)	給気送風機 (B2F 電気室) [FS-1]							
	型式	片吸込シロッコファン	#4	天吊型	A 3φ-200V	5.5KW	L	1台
	送風量	18,000CMH				静 圧	35 mm Aq	
(85)	給気送風機 (B2F 発電機室) [FS-2]							
	型式	片吸込シロッコファン	#4	天吊型	A 3φ-200V	11KW	L	1台
	送風量	21,000CMH				静 圧	35 mm Aq	
(86)	給気送風機 (B2F 機械室) [FS-3]							
	型式	片吸込シロッコファン	#3	1/2 天吊型	A 3φ-200V	7.5KW	L	1台
	送風量	16,100CMH				静 圧	30 mm Aq	
(87)	給気送風機 (7F 後処理室) [FS-4]							
	型式	ラインファン	#2	天吊型	B 1φ-100V	0.15KW	L	1台
	送風量	1,100CMH				静 圧	10 mm Aq	
(88)	給気送風機 (B2F 消火ポンプ) [FS5-1]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.75KW	L	1台
	送風量	1,000CMH				静 圧	30 mm Aq	
(89)	給気送風機 (B2F UPS) [FS5-2]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.75KW	L	1台
	送風量	1,000CMH				静 圧	30 mm Aq	
(90)	給気送風機 (B2F CO2 ボンベ庫) [FS-6]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.75KW	L	1台
	送風量	650CMH				静 圧	40 mm Aq	
(91)	給気送風機 (1~9F 空調機械室) [FS-7]							

	型式	ラインファン	#3	天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	1台
	送風量	650CMH				静 圧	10 mm Aq	
(92)	給気送風機 (B1F 倉庫) [FS-8]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.2KW	L	1台
	送風量	450CMH				静 圧	10 mm Aq	
(93)	給気送風機 (9F 厨房) [FS-9]							
	型式	片吸込シロッコファン	#3	床置型	B 3φ-200V	3.7KW	L	1台
	送風量	10,400CMH				静 圧	40 mm Aq	
(94)	給気送風機 (B2F 倉庫) [FS-10]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.4KW	L	1台
	送風量	700CMH				静 圧	40 mm Aq	
(95)	給気送風機 (B1F 職員休憩室) [FS-11]							
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.2KW	L	1台
	送風量	450CMH				静 圧	25 mm Aq	
(96)	給気送風機 (EV 機械室) [FS-12]							
	型式	有圧機 超騒音型	350φ		3φ-200V	0.186KW	L	1台
	送風量	2,500CMH				静 圧	5 mm Aq	RF
(97)	給気送風機 (EV 機械室) [FS-13]							
	型式	有圧機 超騒音型	600φ		3φ-200V	0.563KW	L	1台
	送風量	8,000CMH				静 圧	5 mm Aq	RF
(98)	排気送風機 (B2F 電気室) [FE-1]							
	型式	片吸込シロッコファン	#4	天吊型	A 3φ-200V	5.5KW	L	1台
	送風量	18,000CMH				静 圧	35 mm Aq	
(99)	排気送風機 (B1F 駐車場) [FE-2]							
	型式	片吸込シロッコファン	#4	天吊型	A 3φ-200V	7.5KW	L	1台
	送風量	28,000CMH				静 圧	40 mm Aq	
(100)	排気送風機 (B2F 発電機室) [FE-3]							
	型式	片吸込シロッコファン	#4	天吊型	A 3φ-200V	5.5KW	L	1台
	送風量	18,500CMH				静 圧	30 mm Aq	
(101)	排気送風機 (B2F 機械室) [FE-4]							
	型式	片吸込シロッコファン	#3	1/2 天吊型	A 3φ-200V	7.5KW	L	1台
	送風量	16,100CMH				静 圧	30 mm Aq	
(102)	排気送風機 (9F 厨房) [FE-5]							
	型式	片吸込シロッコファン	#3	床置型	A 3φ-200V	3.7KW	L	1台
	送風量	13,000CMH				静 圧	40 mm Aq	
(103)	排気送風機 (10F 機械室) [FE-7]							
	型式	軸流ファン	#3	天吊型	B 3φ-200V	0.15KW	L	1台
	送風量	650CMH				静 圧	10 mm Aq	
(104)	排気送風機 (7F 後処理室) [FE-8]							

	型式	軸流ファン	#2	天吊型	B 1φ-100V	0.08KW	L	1	台
	送風量	1,100CMH		静 圧	10 mm Aq				
(105)	排気送風機	(B2F 消火ポンプ)	[FE-9-1]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.75KW	L	1	台
	送風量	1,000CMH		静 圧	35 mm Aq				
(106)	排気送風機	(B2F UPS)	[FE-9-2]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.75KW	L	1	台
	送風量	1,000 (CMH)		静 圧	35 mm Aq				
(107)	排気送風機	(1~8F 給湯室)	[FE-10]						
	型式	消音ホックス付ラインファン		天吊型	B 3φ-100V	0.3KW	L	8	台
	送風量	800CMH		静 圧	10 mm Aq				
(108)	排気送風機	(B2F Co2 ボンベ庫)	[FE-11]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.4KW	L	1	台
	送風量	650CMH		静 圧	30 mm Aq				
(109)	排気送風機	(1~9F 空調機械室)	[FE-12]						
	型式	ラインファン		天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	9	台
	送風量	650CMH		静 圧	10 mm Aq				
(110)	排気送風機	(10F 女子、男子 WC)	[FE-13]						
	型式	消音ホックス付ラインファン		床置型	B 1φ-100V	0.4KW	L	2	台
	送風量	600CMH		静 圧	10 mm Aq				
(111)	排気送風機	(1~9F WC)	[FE-14]						
	型式	消音ホックス付ラインファン		天吊型	B 1φ-100V	0.3KW	L	9	台
	送風量	1,100CMH		静 圧	10 mm Aq				
(112)	排気送風機	(B1F 倉庫)	[FE-15]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.2KW	L	1	台
	送風量	450CMH		静 圧	10 mm Aq				
(113)	排気送風機	(8F 倉庫)	[FE-16]						
	型式	ラインファン		天吊型	B 1φ-100V	0.2KW	L	1	台
	送風量	450CMH		静 圧	10 mm Aq				
(114)	排気送風機	(B1F 女子、男子 WC・1~3. 6. 8. 9F 身障者 WC)	[FE-17]						
	型式	天吊型			1φ-100V	0.385KW	L	6	台
	送風量	160CMH		静 圧	10 mm Aq				
(115)	排気送風機	(2~6. 8F リフレッシュルーム)	[FE-18]						
	型式	天井吊			1φ-100V	0.385KW	L	6	台
	送風量	165CMH		静 圧	10 mm Aq				
(116)	排気送風機	(7F 事務室)	[FE-19]						
	型式	ラインファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	1	台
	送風量	310CMH		静 圧	10 mm Aq				
(117)	排気送風機	(7F デバック室)	[FE-20]						

	型式	ラインファン	#1	天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	1	台
	送風量	420CMH		静 圧	10 mm Aq				
(118)	排気送風機	(8F 会議室西)	[FE-21]						
	型式	ラインファン	#1	1/2 天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	1	台
	送風量	1,530CMH		静 圧	15 mm Aq				
(119)	排気送風機	(8F 会議室東)	[FE-22]						
	型式	ラインファン	#3	1/2 天吊型	B 3φ-200V	0.3KW	L	1	台
	送風量	1,140CMH		静 圧	15 mm Aq				
(120)	排気送風機	(B2F 倉庫)	[FE-23]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	床置型	B 3φ-200V	0.4KW	L	1	台
	送風量	700CMH		静 圧	30 mm Aq				
(121)	排気送風機	(10F 倉庫)	[FE-24]						
	型式	ラインファン	#1	天吊型	B 1φ-200V	0.08KW	L	1	台
	送風量	500CMH		静 圧	10 mm Aq				
(122)	排気送風機	(B1F 職員休憩室)	[FE-25]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	天吊型	3φ-200V	0.2KW	L	1	台
	送風量	450CMH		静 圧	15 mm Aq				
(123)	排気送風機	(EV 機械室)	[FE-26]						
	型式	有圧機 低騒音型	350φ		3φ-200V	0.186KW	L	1	台
	送風量	2,500CMH		静 圧	5 mm Aq				
(124)	排気送風機	(EV 機械室)	[FE-27]						
	型式	有圧機 低騒音型	600φ		3φ-200V	0.563KW	L	1	台
	送風量	8,000CMH		静 圧	5 mm Aq				
(125)	排気送風機	(9F WC)	[FE-28]						
	型式	ラインファン	#1	床置型	B 1φ-100V	0.04KW	L	1	台
	送風量	450CMH		静 圧	10 mm Aq				
(126)	排気送風機	(10F 身障者 WC)	[FE-29]						
	型式	片吸込シロッコファン	#1	床置型	B 3φ-200V	0.2KW	L	1	台
	送風量	150CMH		静 圧	10 mm Aq				
(127)	排気送風機	(B2F EV ピット下)	[FE-30]						
	型式	ラインファン	#1	床置型	1φ-100V	0.025KW	L	1	台
	送風量	450 (CMH)		静 圧	5 mm Aq				
(128)	排気送風機	(B2F ゴミ置場)	[FE-31]						
	型式	ラインファン	#1	床置型	B 3φ-200V	0.04KW	L	1	台
	送風量	450 (CMH)		静 圧	10 mm Aq				
(129)	デリバントファン	(B1F 駐車場)	[DE-1]						
	型式	ユニット型			B 1φ-100V	0.12KW	L	3	台
	送風量	CMH			ノズル 100φ	2方向吹出			
(130)	エアーカーテン	(1F 風除室)	[AK-1]						

	型式	天井埋込型	1φ-100V	0.16KW L	5台
	送風量	1,920CMH			
(131)	電気制御フィルターユニット	[FU-1]			
	型式	天井埋込型	1φ-100V	0.127KW L	7台
	送風量	900CMH			
(132)	排煙機 (非常用 EV 乗降ロビー)	[FSM-1]			
	型式	遠心ファン #4 床置型	3φ-200V	5.5KW S	1台
	送風量	14,400CMH	静 圧	50 mm Aq	
(133)	排煙機 (B1F 地下駐車場)	[FSM-2]			
	型式	遠心ファン #3 1/2 床置型	3φ-200V	5.5KW L	1台
	送風量	10,800CMH	静 圧	65 mm Aq	
(134)	排煙機 (B1F 廊下)	[FSM-3]			
	型式	遠心ファン #3 天吊型	3φ-200V	5.5KW L	1台
	送風量	12,000CMH	静 圧	75 mm Aq	
(134)	空冷ヒートポンプパッケージ (9階レストラン)	[AC-1~6]			
	空冷ヒートポンプパッケージ室外機		6台		

3 衛生設備

(1)	受水槽	[TW-1]	1基	B2F	
	FRP製 複合板パネルタンク	2槽式	耐 震	: 1.0G	有効容量 : 47□
	寸 法	: (1.5m+1.5m) 5.0×4.0×3.0mH	中仕切板	5.0m×4.0mH	
	付属品	: 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タラップ 他一式共			
(2)	受水槽 (雑用水)	[TW-2]	1基	B2F	
	FRP製 複合板パネルタンク	2槽式	耐 震	: 1.0G	有効容量 : 20□
	寸 法	: (2.0m+2.0m) 4.0×2.0×3.0mH	中仕切板	2.0m×3.0mH	
	付属品	: 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タラップ 他一式共			
(3)	高架水槽	[TW-3]	1基	RF	
	FRP製 複合板パネルタンク	1槽式	耐 震	: 1.5G	有効容量 : 9□
	寸 法	: 4.0×2.0×2.0mH			
	付属品	: 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タラップ 他一式共			
(4)	高架水槽 (雑用水)	[TW-4]	1基		
	FRP製 複合板パネルタンク	1槽式	耐 震	: 1.5G	有効容量 : 7□
	寸 法	: 3.0×2.5×2.0mH			
	付属品	: 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)、施錠式マンホール、内外タラップ 他一式共			
(5)	消火用充水槽	[TF-1]	1基		
	鋼板製	有効容量 : 200 m ³	板厚 : 4.5 t	寸 法	: 0.6×0.6×0.8mH
	内部アルミニウム溶射				
	付属品	: 点検口 鋼製架台 (溶融亜鉛メッキ仕上げ) 他一式他			
(6)	揚水ポンプ	[PW-1]			
	多段渦巻型	ナイロンコーティング仕様	7.5kw	3φ-200V	2基 B2F

	50φ×200 m ³ /min×75mH	付属品	: 相フランジ 防振装置 他一式共
(7)	揚水ポンプ (雑用水)	[PW-2]	
	多段渦巻型	ナイロンコーティング仕様	5.5kw 3φ-200V 2基 B2F
	40φ×150 m ³ /min×75mH	付属品	: 相フランジ 防振装置 他一式共
(8)	揚水ポンプ (雑用水)	[PW-3]	
	片吸込渦巻型	ナイロンコーティング仕様	1.5kw 3φ-200V 2基 B2F
	40φ×150 m ³ /min×10mH	付属品	: 相フランジ 防振装置 他一式共
(9)	スプリンクラーポンプ	[PF-1]	
	スプリンクラー用 ユニット型	30kw 3φ-200V	1基
	100φ×900 m ³ /min×116mH	付属品	: 制御盤 呼水槽 他一式共
(10)	泡消火用ポンプ	[PF-2]	
	泡消火用 ユニット型	3.7kw 3φ-200V	1基 B2F 消火ポンプ室
	125φ×1,400 m ³ /min×85mH	付属品	: 自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他
(11)	汚水ポンプ	[PD-1]	
	水中ポンプ	5.5kw 3φ-200V	1組
	80φ×300 m ³ /min×20mH×2台	付属品	: 自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他
(12)	湧水ポンプ	[PD-2]	
	水中ポンプ	1.5kw 3φ-200V	2組
	50φ×150 m ³ /min×20mH×2台	付属品	: 自動交互運転装置内蔵 着脱装置 水中ケーブル 他一式他
(13)	ウォータークーラー	[W -1]	
	埋込型	5.0kw 1φ-100V	
	冷水能力	30 m ³ /H	

3 合同庁舎

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

①引込盤	1面	取引用変成器(VCT) 1台	6600V/50A
②受電盤	1面	断路器	(7.2KV400A) × 1台
		真空遮断器	(7.2KV600A) × 1台
③饋電盤	2面	真空遮断器	(7.2KV400A) × 4台
④コンデンサ盤	3面	真空負荷開閉器	(6.6KV200A) × 3台
		直流リアクトル	4.79Kvar × 3台
		進相コンデンサ	79.8Kvar × 3台
⑤低圧動力盤	4面	トランス	(6.6KV/210V 500KVA) × 2台
⑥低圧電灯盤	4面	トランス	(6.6KV/105-210V 75KVA) × 2台
		LBS(7.2KV 200AF)	× 2台
⑦発電電灯盤	3面	トランス	(6.6KV/105-210V 100KVA) × 1台
⑧発電動力盤	1面		

(2) 発電機設備 220V 300KVA 60Hz

(3) 幹線設備		1式
(4) 電灯設備	蛍光灯・白熱灯・街路水銀灯	1式
(5) コンセント設備		1式
(6) 放送設備	防災型アンプ・卓上型アンプ	1式
(7) 時計設備		1式
(8) インターホーン・ブザー設備		1式
(9) テレビ共同聴視設備		1式
(10) 火災報知機設備		1式
(11) 避雷針設備		1式

2 機械設備

(1) 温水ボイラー (浴室用)	105,000Kcal/h	1台
(2) 消火ポンプ	7.5Kw	1台
揚水ポンプ	7.5Kw	2台
受水槽	1.8ton (2槽式)	1基
高架水槽	1.2ton	1基
消火水槽	9ton	1基
(3) 空気調和設備	パッケージ式空調器	
①15Rebt 送風量	9,000 m ³ /H	2台
冷房能力	41,000Kcal/H	
暖房能力	25,800Kcal/H	

② 5Rebt 送風量	2,760 m ³ /H	1台
冷房能力	11,000Kcal/H	
暖房能力	8,600Kcal/H	

(4) 送風機設備

シロッコ型片吸込式	11Kw	2台
〃	3.7Kw	2台

(5) 空調機

氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 4方向			4台
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台
室内機 4方向			8台
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台
室内機 4方向			8台
氷蓄熱ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 40KW	1台
室内機 4方向			10台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 14KW	暖房能力 16KW	1台
室内機 4方向			2台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台
室内機 (4方向・天井吊りほか)			9台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台
室内機 (2・4方向)			7台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 4方向			7台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 (2・4方向)			7台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 4方向			4台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 4方向			4台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 33.5KW	暖房能力 37.5KW	1台
室内機 4方向			6台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 22.4KW	暖房能力 25KW	1台
室内機 4方向			3台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台
室内機 4方向			6台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 28KW	暖房能力 31.5KW	1台
室内機 4方向			9台
空冷ヒートポンプビル用マルチ	冷房能力 33.5KW	暖房能力 37.5KW	1台

室内機 4 方向			8 台
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ	冷房能力 56KW	暖房能力 63KW	1 台
室内機 (4 方向・ダクト)			2 台・1 系統
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ	冷房能力 16KW	暖房能力 18KW	1 台
室内機 4 方向			4 台
空冷ヒートポンプ ビル用マルチ	冷房能力 45KW	暖房能力 50KW	1 台
室内機ダクト			1 系統
ルームエアコン	冷房能力 2.2KW	暖房能力 2.5KW	2 台
自動制御設備			1 式

4 上中条分室

1 電気設備

(1) キュービクル形受変電設備

① 高圧開閉器	6.6KV		5 台
② 変圧器	6.6KV/220V	150KVA	1 台
	6.6KV/210V/105V	30KVA	1 台

(2) 電灯設備

蛍光灯			297 台
白熱灯			4 台
屋外灯			4 台

(3) コンセント設備

(4) 時計設備

(5) 警報表示器設備

(6) 火災報知設備

(7) 防火扉設備

2 機械設備

(1) 温水ボイラー	(13A : GEC25TNR)	1 台
(2) 冷温水ポンプ	(0.45 m ³ /min×29m×5.5Kw)	1 台
(3) 給気・排気装置	全熱交換気 換気扇	24 台 30 台
(4) 冷暖房機	ファンコイル (天井) エアコン	38 台 3 台
(5) 冷温水膨脹タンク	(200 m ³)	1 基
(6) 温水ボイラー補給水タンク	(1 m ³)	1 基

3 給排水衛生設備

(1) 受水槽・高架水槽	(10 m ³ ・4 m ³)	各 1 基
(2) 揚水ポンプ	(0.25 m ³ /min×28m×3.7Kw)	1 台
(3) 厨房関係	貯湯式湯沸器	5 台
(4) 衛生器具	フラッシュバルブ 水石鹼容器	21 個 16 個
(5) 水栓金具		27 個

市庁舎昇降機保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間において、市庁舎昇降機保守業務の内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び昇降機の種類・台数

(1) 茨木市庁舎南館（茨木市駅前三丁目8番20号）

ロープ式乗用エレベータ（WP-19-2C0150-11T） 3台

仕様 地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・音声合成自動放送装置
車椅子仕様・火災時管制運転装置・群管理運転
エレベータマルチ映像システム

ロープ式乗用エレベータ（WP-17-2C0105-12T） 1台

仕様 地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・音声合成自動放送装置
車椅子仕様・火災時管制運転装置・非常用エレベータ

※エレベータはいずれも、交流インバーター制御方式

※ロープ式乗用エレベータ（WP-17-2C0105-12T）1台は令和6年度に、（WP-19-2C0150-11T）3台は令和7年度に更新し、本仕様からは外れる予定です。

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 保守業務の内容

- (1) 2ヶ月ごとに1回定期的に自社技術員を派遣し、設備の点検、各部の調整を実施すること。
なお、1名は昇降機検査資格者にて実施すること。
- (2) 故障呼び出しの際は、即時技術員を派遣し復旧すること。なお、閉じ込め事故等緊急を要する場合は連絡後**30分以内**（夜間時間帯は40分以内）に到着し、適切な措置を講じること。
- (3) **建築基準法に基づく定期検査**に関する一切の業務を行い、契約金額に含むものとする。
- (4) 不良箇所を発見したときは、直ちに修理その他必要な措置をとり、常に善良なる管理者の注意をもってその機能の保全に努めなければならない。
- (5) 本保守作業は、市の就業時間外に行うものとする。ただし、甲の承諾を得る場合はこの限りでない。

4 保守作業の内容

※点検は添付エレベータ定期点検チェックリスト記載の内容を行うものとする。その概要は下記のとおり。

(1) 点検

エレベータの全装置機構

(2) 調整、給油

1 巻上機

- 2 電動機
- 3 電磁ブレーキ
- 4 受電盤、制御盤、信号盤、地震時管制装置
- 5 ガバナーマシン
- 6 カゴ関係各部装置
- 7 ドア開閉機構及び各階ドア装置
- 8 各階インジケータ及び押釦
- 9 主レール及びカウンターウエイトのレール
- 10 カウンターウエイト
- 11 昇降機及びピット内各装置
- 12 上下リミットスイッチ
- 13 主ロープ及びガバナーロープ
- 14 上記各部機械部分の塵埃及び余分な油脂の除去
- 15 緩衝装置

(3) 取替修理内容

別紙（保守契約における作業範囲）のとおり

(4) その他事項

下記事項は、除外とする。

- 1 管理上の過失、仕様変更、天災地変、不可抗力、その他受託者の責めによらない事由により生じた損害、並びにこれによる修理又は取替工事
- 2 昇降路周壁、乗籠、ドア、三方枠及びその塗装
- 3 カゴ、ゴムタイヤ、シール関係の修理又は取替工事

5 作業報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本業務委託は、乙の**自社社員**で行うものとする。本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

契約期間中に、工事修繕等により、点検対象台数等が変更となった場合については、当該点検台数に係る委託料を減額する。

保守契約における作業範囲
ロープ式エレベータ
(フルメンテナンス)

<p>巻上機及び巻上電動機</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ウォームシャフト取替 2 ウォームホイール取替 3 スラストベアリング取替 4 ウォームシャフトベアリング取替 5 ソラセ車ベアリング取替 6 各部オイルシール取替 7 主シープ取替ギヤ油取替 8 ギヤ油取替 9 巻上機分解 10 ウォームギヤ歯当り調整 11 ブレーキライニング取替 12 " プランジャー取替 13 " ロッド取替 14 " スリーブ取替 15 " コイル取替 16 " コンタクト取替 17 電動機巻線替 18 電動機ベアリング取替 19 電動機整流子削子及びカーボン刷子取替 20 電動機用配線替 21 各部ピン及びブッシュ類取替
<p>ガバナマシン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 22 シャフト取替 23 ベアリング取替 24 プーリー取替 25 マイクロスイッチ取替 26 配線替 27 各部ピン及びブッシュ類取替
<p>制御盤関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 28 リレーコイル取替 29 リレー可動及び固定接点並びにリード線取替 30 整流器取替 31 抵抗管取替 32 コンデンサー取替 33 OCR取替 34 変圧器取替 35 各部配線替
<p>昇降路関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 36 メインロープ取替 37 ガバナロープ取替 38 リミットスイッチ類取替 39 チェンジスイッチ取替 40 カウンター吊車溝削正 41 カウンターベアリング取替 42 " ガイドシュー取替 43 主レール及びカウンターレール芯出し並びに締付直し 44 リュブリケータ取替

昇降路関係	45 油式バッファ油取替 46 ワイヤロープ取替 47 ワイヤロープスプリング取替 48 塔内配線取替
乗場関係	49 ドアレール取替 50 ドアハンガー取替 51 ドアハンガーローラ取替 52 ドアガイドシュー取替 53 戸当りゴム取替 54 ドアスイッチ取替 55 ドアロック装置取替 56 ドアワイヤー取替 57 ドアワイヤー駆動部品取替 58 ランプソケット取替 59 ランプ類取替 60 押ボタン取替（フェースプレートは除く） 61 各部配線取替
開閉装置	62 伝導装置各部品取替 63 電動機整流子削正及びカーボン刷子取替 64 各部ベアリング取替 65 電動機巻線替 66 位置スイッチ接点・抵抗管取替
カゴ関係	67 ガイドシュー取替 68 ガイドシューギブ取替 69 リュブリケータ取替 70 着床リレー（インダクターリレー）取替 71 非常止め分解手入 72 移動ケーブル線取替 73 カゴ内操作盤のランプ、スイッチ、ソケット取替 74 セーフティシュー取替 75 インターホン取替 76 蛍光灯取替（カバーは除く） 77 救出孔スイッチ、ロック取替 78 荷重検出装置のスイッチ取替 79 点検用スイッチ取替
制御盤関係	80 SEリレー取替 81 制御ユニット取替 82 プリント回路取替 83 電源ボード取替 84 バッテリー取替 85 メーター取替 86 パイロットランプ取替 87 ヒューズ取替
受電盤	88 メーター取替 89 パイロットランプ取替 90 ヒューズ取替

市庁舎昇降機保守業務（本館・合同庁舎エレベータ）仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間において、市庁舎昇降機保守業務委託（本館・合同庁舎エレベータ）内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び昇降機の種類・台数

（1）茨木市庁舎本館（茨木市駅前三丁目8番13号）

本館東

ロープ式乗用エレベータ（WP-15-2C0105-8T） 2台

仕様 地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・音声合成自動放送装置

車椅子仕様・火災時管制運転装置・遠隔監視機能装置

本館北

ロープ式乗用エレベータ（WP-15-2C0105-10T） 2台

仕様 地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・音声合成自動放送装置

車椅子仕様・火災時管制運転装置・遠隔監視機能装置

（2）茨木市合同庁舎（茨木市東中条町2番13号）

ロープ式乗用エレベータ（WP-11-2C0105-7T） 2台

仕様 地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・音声合成自動放送装置

車椅子仕様・火災時管制運転装置

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 保守業務の内容

- （1）2か月に1回自社技術員を派遣し、設備の点検、各部の調整を実施すること。なお、1名は昇降機検査資格者にて実施すること。
- （2）故障呼び出しの際は、即時技術員を派遣し復旧すること。なお、閉じ込め事故等緊急を要する場合は連絡後30分以内（夜間時間帯は40分以内）に到着し、適切な措置を講じること。
- （3）建築基準法に基づく定期検査に関する一切の業務を行い、契約金額に含むものとする。
- （4）不良個所を発見したときは、直ちに修理その他必要な措置をとり、常に善良なる管理者の注意をもってその機能の保全に努めなければならない。
- （5）本保守作業は、市の就業時間外に行うものとする。ただし、甲の承諾を得る場合はこの限りでない。

4 保守作業の内容

※点検は添付エレベータ定期点検チェックリスト記載の内容を行うものとする。その概要は下

記のとおり。

(1) 点検

エレベータの全装置機構

(2) 調整、給油

- 1 巻上機
- 2 電動機
- 3 電磁ブレーキ
- 4 受電盤、制御盤、信号盤、地震時管制装置
- 5 ガバナーマシン
- 6 カゴ関係各部装置
- 7 ドア開閉機構及び各階ドア装置
- 8 各階インジケータ及び押釦
- 9 主レール及びカウンターウエイトのレール
- 10 カウンターウエイト
- 11 昇降機及びピット内各装置
- 12 上下リミットスイッチ
- 13 主ロープ及びガバナーロープ
- 14 上記各部機械部分の塵埃及び余分な油脂の除去
- 15 緩衝装置

(3) 取替修理内容

別紙（保守契約における作業範囲）のとおり

(4) その他事項

下記事項は、除外とする。

- 1 管理上の過失、仕様変更、天災地変、不可抗力、その他受託者の責めによらない事由により生じた損害、並びにこれによる修理又は取替工事
- 2 昇降路周壁、乗籠、ドア、三方枠及びその塗装
- 3 カゴ、ゴムタイヤ、シール関係の修理又は取替工事

(5) 遠隔監視点検

- 1 エレベータを構成する機器および運転状態を常時監視するとともに毎日自動点検運転を行い、そのデータを収集すること。監視点検する項目・内容は【遠隔監視点検項目】の第1項目のとおりとする。
- 2 前項の点検対象項目について変調状態が確認された場合は、必要に応じて技術者を派遣して確認、是正作業を行うこと。
- 3 エレベータの運行状態のデータにもとづく変調の有無については、毎月【遠隔監視点検報告書】にて報告すること。その記載内容は【遠隔監視点検項目】第2項のとおりとする。また、変調発生後の処置のために現場で作業を行ったときは、その作業に応じて【作業報告書】または【点検報告書】を提出すること。

(6) 遠隔監視装置等の取り扱いについて

この仕様書に定める業務を行うために設置する遠隔監視装置および通信回線の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 乙は、エレベータまたはエレベータを設置した建物内に遠隔監視装置を設置し、遠隔監視装置と乙の施設との間に通信回線を開設のうえ、通信接続する。
- 2 遠隔監視および通信の方法については、乙の定めるところによるものとする。
- 3 遠隔監視装置は、発信機その他付属部品により構成され、これらの所有権は乙に帰属する。なお、甲は、乙の書面による承諾を得ずして、遠隔監視装置を第三者に転貸、譲渡するなどの一切の処分を行うことができないものとする。
- 4 通信回線は、甲から別途提供されない限り、乙が提供（貸与）する。なお、乙が通信回線を貸与した場合の回線使用料は契約料金に含むものとする。
- 5 甲は、乙が提供（貸与）した遠隔監視装置および通信回線について、盗難や悪戯による破損等を防止して良好な設置環境を保つために、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、万一、盗難または破損等が生じ、またはそのおそれがあるときは、直ちに乙に連絡するものとする。
- 6 遠隔監視装置および通信回線の配線の修理、取替に要する費用は、乙の負担とする。
ただし、甲が善良なる管理者としての注意を怠ったことに起因して生じた破損または汚損による修理、取替の場合は、甲がこれらの費用を負担するものとする。
- 7 乙は、通信回線の遮断、不良により遠隔監視に支障が生じた場合は、速やかにこれを甲に報告すること。なお、通信回線の遮断、不良によって甲が被った損害については、乙はその損害を賠償すべき義務を負わないものとする。
- 8 乙は、本契約が終了するときは、監視装置を撤去し、通信回線を休止するものとする。
- 9 監視装置の撤去のために要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙の都合により監視装置を撤去する場合、または甲の同意を得て乙がエレベータの最終点検時に監視装置を撤去する場合は、乙の負担とする。
- 10 乙が監視装置の撤去を行う場合において、乙の故意または過失によって、エレベータの存する建物、設備その他の財物に損傷を及ぼしたときは、乙がその修復費用を負担する。ただし、遠隔監視装置の設置のために行った建物・設備の改変等の原状復旧に要する費用については、乙がこれを負担する義務を負わないものとする。

5 作業報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本業務委託は、乙の自社社員で行うものとする。本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

契約期間中に、工事修繕等により、点検対象台数等が変更となった場合については、当該点検台数に係る委託料を減額する。

保守契約における作業範囲
ロープ式エレベータ
(フルメンテナンス)

<p>巻上機及び巻上電動機</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ウォームシャフト取替 2 ウォームホイール取替 3 スラストベアリング取替 4 ウォームシャフトベアリング取替 5 ソラセ車ベアリング取替 6 各部オイルシール取替 7 主シープ取替ギヤ油取替 8 ギヤ油取替 9 巻上機分解 10 ウォームギヤ歯当り調整 11 ブレーキライニング取替 12 " プランジャー取替 13 " ロッド取替 14 " スリーブ取替 15 " コイル取替 16 " コンタクト取替 17 電動機巻線替 18 電動機ベアリング取替 19 電動機整流子削子及びカーボン刷子取替 20 電動機用配線替 21 各部ピン及びブッシュ類取替
<p>ガバナマシン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 22 シャフト取替 23 ベアリング取替 24 プーリー取替 25 マイクロスイッチ取替 26 配線替 27 各部ピン及びブッシュ類取替
<p>制御盤関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 28 リレーコイル取替 29 リレー可動及び固定接点並びにリード線取替 30 整流器取替 31 抵抗管取替 32 コンデンサー取替 33 OCR取替 34 変圧器取替 35 各部配線替
<p>昇降路関係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 36 メインロープ取替 37 ガバナロープ取替 38 リミットスイッチ類取替 39 チェンジスイッチ取替 40 カウンター吊車溝削正 41 カウンターベアリング取替 42 " ガイドシュー取替 43 主レール及びカウンターレール芯出し並びに締付直し 44 リュブリケータ取替

昇降路関係	45 油式バッファ油取替 46 ワイヤローット取替 47 ワイヤローットスプリング取替 48 塔内配線取替
乗場関係	49 ドアレール取替 50 ドアハンガー取替 51 ドアハンガーローラ取替 52 ドアガイドシュー取替 53 戸当りゴム取替 54 ドアスイッチ取替 55 ドアロック装置取替 56 ドアワイヤー取替 57 ドアワイヤー駆動部品取替 58 ランプソケット取替 59 ランプ類取替 60 押ボタン取替（フェースプレートは除く） 61 各部配線取替
開閉装置	62 伝導装置各部品取替 63 電動機整流子削正及びカーボン刷子取替 64 各部ベアリング取替 65 電動機巻線替 66 位置スイッチ接点・抵抗管取替
カゴ関係	67 ガイドシュー取替 68 ガイドシューギブ取替 69 リュプリケーター取替 70 着床リレー（インダクターリレー）取替 71 非常止め分解手入 72 移動ケーブル線取替 73 カゴ内操作盤のランプ、スイッチ、ソケット取替 74 セーフティシュー取替 75 インターホン取替 76 蛍光灯取替（カバーは除く） 77 救出孔スイッチ、ロック取替 78 荷重検出装置のスイッチ取替 79 点検用スイッチ取替
制御盤関係	80 SEリレー取替 81 制御ユニット取替 82 プリント回路取替 83 電源ボード取替 84 バッテリー取替 85 メーター取替 86 パイロットランプ取替 87 ヒューズ取替
受電盤	88 メーター取替 89 パイロットランプ取替 90 ヒューズ取替

【遠 隔 監 視 点 検 項 目】

1 遠隔監視点検内容

項 目	内 容
制御関連機器	制御盤温度、接触器の動作状態、制御機器の動作状態、ブレーキの動作状態
かご・乗場機器	戸の開閉状態、押しボタンの作動状態、ゲートスイッチの作動状態、ドアスイッチの作動状態、安全スイッチの作動状態、遠隔監視装置の作動状態
昇降路内機器	はかり装置の動作状態、安全スイッチの動作状態
走行性能	起動状態、加速状態、一定速度走行状態、減速状態、着床状態、各階停止運転による異常確認
運行計測	運転回数、走行距離・運転時間、戸の開閉回数、かご照明点灯時間 かご照明点灯時間

2 報告書記載内容

状態監視結果	かご内照明点灯時間
運行回数	かご内照明点灯回数
運転時間	異常の有無
戸の開閉回数	遠隔監視受信記録

市庁舎等電話設備保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、市庁舎等電話設備保守業務の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び電話設備

(1) 茨木市庁舎本館・南館（茨木市駅前三丁目8番13号）

①CX-01 電子交換機	1式
②中継台	5席
③多機能電話機（800L）	652台
④一般内線電話機（336L）	204台
⑤秘書課電子交換機（日立MX-900IP）	1式
⑥電源装置	1式
⑦附属装置	1式

(2) 上中条分室（茨木市上中条二丁目12番28号）

①ET-SI/LA 電子交換機	1式
②多機能電話機（8L）	2台
③一般内線電話機（24L）	18台
④電源装置	1式
⑤附属装置	1式

2 業務日程表の提出について

業務実施にあたっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 保守業務の内容

(1) 定期保守作業

(ア) 作業の範囲

- ①乙は、第1項で示した電話設備の保守に関するすべての業務を受託し、設備の保全及び機能の発揮に万全を期するものとする。
- ②乙は、月2回技術員を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を実施すること。
- ③不良個所を発見したときは、直ちに修理その他必要な措置を執り、常に善良なる管理者の注意をもってその機能の保全に努めなければならない。

(2) 不定期保守作業

(ア) 故障修理

不時の故障修理に際し、甲から連絡があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行うものとする。

(イ) 電話機能の一部変更作業

甲から内線番号・サービスクラス・内線代表グループ等の変更依頼があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、対処するものとする。

4 費用の負担

(1) 甲は、次に該当する工事又は修理等については、それに要する実費を乙に支払うものとする。

(ア) 主たる電話設備の機器及び部品の移転、若しくは変更

(イ) 交換機及び電話等の移転又は増設工事における幹線配線の移転、若しくは修理

(ウ) 甲の不注意、その他乙の責めによらない事由により生じた故障破損等の復旧に要する経費

(2) (1) に定めるもの以外の保守業務に必要な費用は、乙の負担とする。

(3) 乙の負担部品

別添部品一覧表のとおり

5 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

契約期間中に工事修繕等により、点検対象台数等が変更となった場合については、当該点検台数に係る委託料を減額する。

部 品 一 覧 表

1	交換機	*ヒューズ
2	電話機	*カールコード *ローゼットコード *ローゼット
3	扱者ブレスト	*ブレストコード *カプセル *ブレストパイプ
4	その他消耗品	*バッテリー補充液 *パイロットランプ

合同庁舎電話設備保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、合同庁舎電話設備保守業務の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び電話設備

(1) 実施場所 茨木市東中条町2番13号 茨木市合同庁舎

(2) 電話設備

NEC Aspire X	1式（回線数31回線）
内線（多機能DT300）電話機	57台
内線（一般）電話機	10台
その他電源装置等	1式

(※プロポーザル向け注釈)

令和5年度に電話交換機の更新を行う予定であり、機器、数量は変更されます)

2 業務日程表の提出

業務に当たっては、事前に予定表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 業務の内容

(1) 定期保守作業

ア 作業の範囲

- ① 乙は、第1項で示した電話設備の保守に関するすべての業務を受託し、設備の保全及び機能の発揮に万全を期するものとする。
- ② 乙は、月1回技術員を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を実施すること。
- ③ 不良箇所を発見したときは、直ちに修理その他必要な措置を執り、常に善良なる管理者の注意をもってその機能の保全に努めなければならない。

(2) 不定期保守作業

ア 故障修理

不時の故障修理に際し、甲から連絡があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行うものとする。

イ 電話機能の一部変更作業

甲から内線番号・サービスクラス・内線代表グループ等の変更依頼があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、対処するものとする。

4 費用の負担

(1) 業務委託に係る次の経費は、甲の負担とする。

ア 主たる電話設備の機器及び部品の移転、若しくは変更

イ 交換機及び電話等の移転又は増設工事における幹線配線の移転若しくは修理

ウ 甲の不注意、その他乙の責めによらない事由により生じた故障破損等の復旧に

要する経費

(2) (1)に定めるもの以外の保守業務に必要な費用は、乙の負担とする。

(3) 乙の負担部品

別添部品一覧表のとおり

5 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

(1) 電話交換機の更新により委託期間に変更が生じた場合、委託料について、甲乙協議の上、処理するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

部 品 一 覧 表

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 1 交換機 | *ヒューズ
*バッテリー補充液
*パイロットランプ |
| 2 電話機 | *カールコード
*ローゼットコード
*ローゼット |

市庁舎自動扉保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)との間において、市庁舎自動扉保守業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 実施場所及び機種名

(1) 茨木市庁舎本館	茨木市駅前三丁目8番13号		
東玄関外	出入口	SOV-160KLCM (両引)	2台
東玄関内	出入口	SOV-160KLDL (両引)	2台
北玄関外	出入口	SOV-70KLCM (片引)	2台
北玄関外	出入口	SOV-160KLCM (両引)	1台
西通用口内	出入口	SOV-160KLCM (両引)	1台
西通用口外	出入口	SOV-160KLCM (両引)	1台
北玄関 身障者用	出入口	DS-75型 (片引)	1台
地下1階守衛室前	出入口	DS-11型 (両引)	1台
1階連絡通路		DS-21型 (両引)	3台
(2) 茨木市庁舎南館	茨木市駅前三丁目8番20号		
東玄関	出入口	DS-150型 (両引)	2台
東玄関	北出入口	DS-21型 (両引)	2台
西玄関	出入口	DS-21型 (両引)	2台
西玄関	北出入口	SOV-100KLCM (両引)	1台
西玄関	北出入口	DS-21型 (両引)	1台
7階マシン室	出入口	DS-21型 (片引)	1台
9階多目的スペース	出入口	SH-23T型 (2連片引)	1台
郵便局	東出入口	SOV-160KLCM (片引)	1台
郵便局	東出入口	DS-150型 (片引)	1台
郵便局	北出入口	DS-21型 (両引)	1台
(3) 茨木市合同庁舎	茨木市東中条町2番13号		
南側		SOV-160KLCM (両引)	2台

※上記型式で「DS」はナブコドア(株)製、「SOV、SH」は寺岡オート・ドアシステム(株)

2 業務予定表の提出

業務実施にあたっては、事前に業務予定表を提出し、承諾を得るものとする。

3 業務内容

(1) 保守業務の対象

- ドアエンジン装置
- ドアエンジン動力部装置
- ドアエンジン制御部装置
- ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

(2) 定期保守作業

乙は、1で示した装置等の故障を未然に防止するため3か月に1回、次の項目について定期点検整備を行うものとする。

点検日は閉庁日を基本とする。

ドアーエンジン装置各部の点検整備
ドアーエンジン開閉速度、クッション動作の異常有無の点検及び整備
ドアーエンジン装置電気回路の異常有無の点検及び調整
オイル漏れの有無の点検及び調整
オイル不足、潤滑油不足の有無の点検及び補充
ドアーが当たっていないか、摺れていないかの点検整備
交換部品の消耗度についての点検
その他保守に必要な点検及び調整

(3) 故障修理整備

不時の故障に際し、甲より連絡のあった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し迅速に修理を行うものとする。

なお、部品の取替え、オーバーホール施工の必要を認めた場合は、予め甲にその旨を申し出るものとする。

4 費用負担

4の(3)記載の故障修理のため派遣した技術員の費用は乙の負担とし、センサー、エンジン本体(モーター及び減速機)、制御機、上部レール、オーバーホール施工の実費は甲の負担とする。

ただし、スイッチ類、Vベルト、吊車、パッキン、リング、ビス類、ヒューズ、オイル、パッキン緩衝材等の消耗部品は、乙の負担とする。

天災及び不可抗力による故障並びに甲の取扱い上の責めに帰する故障修理の場合はその実費を甲に請求するものとする。

5 報告書の提出

委託業務の実施内容については、すべて報告書に取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本業務委託は、乙の自社社員で行うものとし、本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

市役所樹木剪定業務仕様書

(総則及び目的)

この仕様書は、茨木市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)との間において、市役所樹木剪定業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

(一般指示事項)

- (1) 乙は、仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。
- (2) 乙は、関係法令等を遵守し、事故等の防止に努めなければならない。
- (3) 本作業に関係する法令、条例などはよくこれを遵守し、本作業に必要な届出、申請などはすべて乙が代行するとともに、使用開始に支障のないようにしなければならない。なお、これに要する費用はすべて乙の負担とする。
- (4) 乙は、作業に係る設備等が故障等を起こした場合は、速やかに復旧措置をとり、且つ甲へ遅滞なく連絡又は報告をしなければならない。なお、その作業に係る費用は、全て乙の負担とする。
- (5) 乙は、作業遂行上軽易な作業の変更が生じても、甲の指示に従い作業に支障のないように努めなければならない。また、作業に係る仮設作業も本業務内とする。
- (6) 音、臭い等が発生する作業を行う場合は、甲に事前に報告すると共に、作業内容等について協議すること。
- (7) 乙は、作業工程において、事故等が発生した場合は、乙の責任によって関係法令等に基づき、その対応、補償を行うなど適正に対処すること。

(作業場所)

本館・南館 茨木市駅前三丁目8番13号ほか

※作業日については、甲乙の協議によって決定する。

(作業内容)

別紙図面のとおり、市役所内の樹木・植込みについて、3年周期で全体の剪定を終えることとする。

(現場管理)

- (1) 乙は同一場所にて別途作業があるとき、相互協調し紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (2) 乙は作業現場内の労働安全、風紀、衛生、火災、盗難等に責任を持って十分な注意を払わなければならない。
- (3) 作業前中後、竣工後目視できない場所、安全対策、その他必要と思われる時に写真記録を行うこと。
- (4) 作業中に安全配慮が必要と思われる場合は、警備員等を配置し、歩行者等の安全確保を行うこと。

(注意事項等)

- ・執務作業、来庁者及び職員の通行等に支障が出ないよう作業すること。
- ・本仕様書ならびに設計図面の内容に相違のある場合、明記のない場合又は疑いを生じた場合には甲と協議し、その指示に従うものとする。
- ・本仕様書による保証期間は、引き渡し後1か年とする(ただし重大な瑕疵は除く)。

(報告書等)

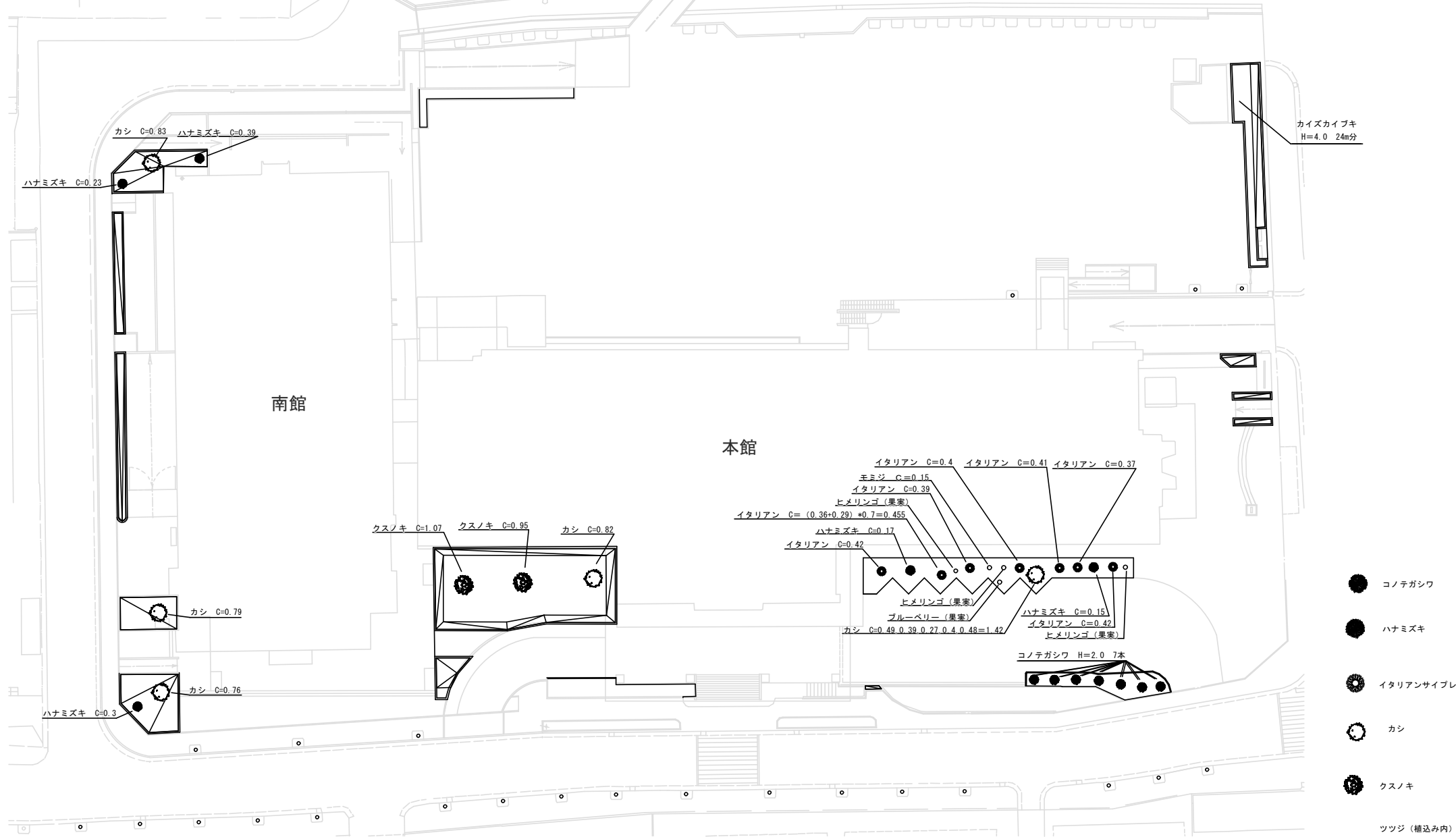
乙は下記の関係書類を提出すること。なお、これらに要する費用はすべて乙の負担とする。

- ・業務完了報告書

- ・作業写真
- ・その他必要な書類

(その他)

本仕様書に定めのないもの及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。



- コノテガシワ
- ハナミズキ
- イタリアンサイプレス
- カシ
- クスノキ
- ツツジ (植込み内)

南館 Gondola 設備保守業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)との間において、南館 Gondola 設備保守業務の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び機種等

(1) 実施場所

茨木市駅前三丁目 8 番 20 号 茨木市役所南館

(2) 機種等

- | | | | | | |
|--------|----|-------------------|------|-------|-------|
| ① 1 号機 | 機種 | SD-22T 型 (茨 3975) | 積載荷重 | 1 人乗り | 0.14t |
| ② 2 号機 | 機種 | SD-22T 型 (茨 3976) | 積載荷重 | 1 人乗り | 0.14t |
| ③ 3 号機 | 機種 | KD-2A 型 (茨 3974) | 積載荷重 | 1 人乗り | 0.14t |

※ケージは、1・3号機共用

2 業務日程表の提出

業務実施に当たっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、保守設備の初期の性能を維持し、常時良好な状態で運転できるように行うもので、3月に1回実施し、点検項目は以下のとおりとする。

(イ) 電気関係

- ① 電気回路、各電動機、各ケーブルの絶縁測定
- ② 電源キャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無確認
- ③ 走行リモコンキャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無確認
- ④ コンセント及びプラグの損傷の有無確認 (二次側)

(ロ) 制御盤及び操作ボックス

- ① 制御盤の設置確認
- ② 制御盤内の作動確認
- ③ 操作ボックス内、押しボタン等の接点確認

(ハ) 安全装置

- ① 各リミットスイッチ作動確認
- ② ストッパー損傷の有無確認

(ニ) 昇降・迫出・走行装置

- ①ボルト、ナット、ピン、キー等の脱落、緩みの確認及び増締
 - ②各ベアリングの作動確認
 - ③ワイヤーロープ断線、磨耗の確認及び注油
 - ④各シーブの損傷確認
 - ⑤ワイヤーロープ端末処理確認
 - ⑥各チェーンと継手金物の確認及び注油
 - ⑦各モーター作動確認
 - ⑧各溶接部分の損傷の有無確認
 - ⑨セフティーローラー磨耗状況確認
 - ⑩ワインダーの作動確認及び注油
 - ⑪ワイヤーリールの作動確認及び調整
- (ホ) 走行レール
- ①レール、プレート、アンカーボルトの錆状況確認
 - ②ナットの緩み確認及び増締
- (ハ) 台車
- ①フレーム、フレームカバーの錆及び損傷状況確認
- (ト) ケージ
- ①床材の錆状況確認
 - ②枠組部材、安全带取手の錆、溶接状況確認
 - ③緊結金具、クリップ、ピンの脱落及び損傷状況確認
 - ④緩衝ゴム取付状況確認
- (フ) 突梁
- ①ボルト・ナットの脱落、緩みの確認及び増締
 - ②各溶接部分の損傷の有無確認
- (2) 性能検査（官庁検査）
- (イ) 労働基準監督署又は性能検査代行機関に対する検査手続き及び立ち会いを行うこと。
 - (ロ) ゴンドラ各部分の構造及び機能における点検及び荷重試験を行うこと。
- (3) 緊急修理
- 保守設備について、甲からの要請があった場合は、遅滞なく技術員を派遣し、速やかに修理を行うものとする。

4 費用負担区分

- (1) 委託業務に係る次の費用は、甲の負担とする。
 - (イ) 操作誤り並びに取り扱い不良に起因する故障の修理
 - (ロ) 甲の承認を得た消耗品以外の部品の交換

- (ハ) 天災、火災に起因して生じた故障の修理
 - (ニ) 保守点検及び性能検査に必要な光熱水費
- (2) 委託業務に係る次の費用は、乙の負担とする。

- (イ) 保守作業に必要な消耗品類
- (ロ) 性能検査に付随する諸費用

5 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

南館立体駐車場設備保守業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、南館立体駐車場設備保守業務の委託業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 実施場所及び機種・台数

茨木市駅前三丁目8番20号 茨木市役所南館
P2FA 16基

2 業務日程表の提出

業務実施に当たっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承認を得るものとする。

3 業務内容

(1) 定期点検

定期点検は、保守設備の初期の性能を維持し、常時良好な状態で運転できるように行うもので、業務期間中定期点検を概ね3か月に1回実施し、点検項目は以下のとおりとする。

(イ) 本体関係

- ①昇降時の異常音
- ②パレット、支柱等の接合部・締結部の緩み
- ③チェーンの張り具合及び傷等
- ④ガイドローラ、キャスト等の磨耗、傷、変形
- ⑤パレット停止位置
- ⑥落下防止装置等安全装置の作動
- ⑦パレット、支柱等の傷、錆

(ロ) 電装関係

- ①操作スイッチの作動
- ②アラーム、インターロックの作動
- ③リミットスイッチの作動、位置、緩み、変形
- ④各基端子台結線の異常
- ⑤制御盤内の異常

(ハ) 油圧関係

- ①昇降作動時の異常
- ②ユニット作動油の異常
- ③配管、シリンダー、モーター等からの油漏れ
- ④油圧ホースの劣化
- ⑤ポンプ設定圧力の異常
- ⑥運転音の異常

(2) 緊急修理

緊急修理は、甲からの要請があった場合は、遅滞なく技術員を派遣し、速やかに修理を行うものとする。

4 費用負担区分

- (1) 4の(2)記載の故障修理のため派遣した技術員の費用は乙の負担とし、部品代、オーバーホール施工の実費は甲の負担とする。
- (2) 委託業務に係る次の費用は、甲の負担とする。
 - (イ) 操作誤り並びに取り扱い不良に起因する故障の修理
 - (ロ) 乙以外の者が行った保守設備の仕様変更部分（改修、増設等）の保守・修理
 - (ハ) 定期点検以外の点検・修理
但し、次の場合は除く。
 - ① 保守設備添付の保証書で無償とされている修理
 - ② 定期点検作業の瑕疵が原因で必要となった修理
 - (ニ) 甲の承認を得た消耗品以外の部品の交換
 - (ホ) 天災、火災に起因して生じた故障の修理
 - (ヘ) 保守作業に必要な光熱水費
 - (ト) その他乙の責めによらない費用
- (3) 委託業務に必要な消耗品は、乙の負担とする。
- (4) 修理の生じた原因が乙にある場合、乙はその費用を負担する。但し自動車の保管等についてはその責めを負わないものとする。

5 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

南館冷凍機 RR-3 保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、南館冷凍機 RR-3 保守業務の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び機種名

茨木市庁舎南館（茨木市駅前三丁目 8 番 20 号）

RR3：空気熱源スクェーチャー（冷房専用） RCCJ1188AKB(法 19. 48RT)

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に予定表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 業務内容

RR3：フロン排出抑制法に基づく定期点検作業（冷媒漏洩点検）1 回／年

4 不定期保守作業

不時の故障修理に際し、甲から連絡があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行うものとする。

5 費用の負担

甲は、次に該当する修理等については、それに要する実費を乙に支払うものとする。

- (1) 操作誤り並びに取扱不良に起因する故障の修理
- (2) 保守契約以外の付属品・付帯機器・付帯工事の点検・調整修復
- (3) 乙の納入させる以外のものより生じた二次的事故
- (4) 天災・火災に起因して生じた故障の修理
- (5) 不良交換した部品の費用並びにその取付費
- (6) 定期点検以外の点検、故障修理

6 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本館ガス吸収式冷温水機保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、本館ガス吸収式冷温水機保守業務の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び機種名

本館（茨木市駅前三丁目8番13号）
ガス吸収式冷温水機 2台（R-1、R-2）
QAW-CP180FG2型〈MA1705～MA1706〉

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に作業予定表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 定期保守作業

乙が1年間に行う点検内容は、次のとおりとし、保守物件が初期の性能を維持し、かつ、常時良好な状態で運転できるように保持すること。

(1) 暖房オフ点検及び冷房イン点検

- ① 燃焼装置点検
- ② 高温再生器点検
- ③ 安全保護装置点検
- ④ 付帯設備切替の確認
- ⑤ 本体及び操作盤内切替
- ⑥ 抽気関係点検
- ⑦ 運転調整データ採取

(2) 冷房シーズンオン点検

- ① 燃焼装置点検
- ② 安全保護装置点検
- ③ 抽気関係点検
- ④ 運転調整データ採取

(3) 冷房オフ点検及び暖房イン点検

- ① 燃焼装置点検
- ② 高温再生器点検
- ③ 安全保護装置点検
- ④ 付帯設備切替の確認

- ⑤本体及び操作盤内切替
- ⑥抽気関係点検
- ⑦運転調整データ採取
- (4)暖房シーズンオン点検
 - ①燃焼装置点検
 - ②安全保護装置点検
 - ③抽気関係点検
 - ④運転調整データ採取
- (5)冷却水系チューブブラッシング洗浄
 - ・凝縮器・吸収器内のブラッシング洗浄
- (6)排ガス測定（夏期・冬期各1回/年）
ばいじん・窒素酸化物の濃度測定、計量証明書を提出のこと。

4 不定期保守作業

不時の故障修理に際し、甲から連絡があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行うものとする。

5 費用の負担

甲は、次に該当する修理等については、それに要する実費を乙に支払うものとする。

- (1)操作誤り並びに取扱不良に起因する故障の修理
- (2)保守契約以外の付属品・付帯機器・付帯工事の点検・調整修復
- (3)乙の納入させる以外のものより生じた二次的事故
- (4)天災・火災に起因して生じた故障の修理
- (5)不良交換した部品の費用並びにその取付費
- (6)定期点検以外の点検、故障修理
- (7)保守管理業務に必要な光熱水費

6 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

北辰出張所機械警備業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、北辰出張所機械警備業務の委託業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

（目 的）

第1 警備対象の施設・設備等の火災、盗難等を防止し、財産の保全を図ることを目的とする。

（警備対象及び委託期間）

第2 警備対象及び委託期間は、次のとおりとする。

茨木市大字泉原332-3

茨木市役所北辰出張所の施設・設備等

（取扱責任者等の届出）

第3 乙は、業務の円滑な実施を図るため、取扱責任者等を置き甲に届出しなければならない。

（警報装置の設置）

第4 乙は、警備計画上必要と認められる諸設備については、次により設置する。

（1）警備装置及びこれに付帯する一切の設備については、予め甲の承認を得て、乙が設置し保有する。

（2）前号の施工工事費は、乙が負担する。

（警備装置の保守）

第5 乙は、警備装置を常に正常円滑に運用できるよう保守しなければならない。

（故障の処理）

第6 乙は、甲から故障発生の通知を受けたときは遅延なく技術員を派遣して直ちに復旧処理をしなければならない。

（警備装置の撤去）

第7 業務期間の満了及び甲の都合により契約を解除した場合においても、乙は不要となった警報装置及びこれに付帯する一切の設備を撤去しなければならない。

但し、原状回復及び経費については協議のうえ定めるものとする。

（補修費の負担）

第8 警備装置に故障が生じた場合、補修費の負担区分は次のとおりとする。

（1）保守の不備のために生じた故障については、乙の負担とする。

（2）自然に起因する理由で生じた故障については、乙の負担とする。

（3）不法侵入者等犯罪行為による場合の破損等損害については、乙の負担とする。

（4）甲の責めに帰すべき事由により生じた機器の破損・紛失等については、甲の負担とする。

（警備方法）

第9 警備方法は、次のとおりとする。

（1）警備装置の使用

・警備対象物で発生した異常事態をコントロールセンターへ自動的に通報する。

（2）緊急対処員の配置

・コントロールセンターと連絡を保持し、異常事態が発生した場合は、至急現場に派遣する。

(3) コントロールセンター

- ・警備受信装置を常時監視するとともに、緊急対処員との連絡を保持する。

(警備基準時間)

第10 警備基準時間は、次のとおりとする。

- (1) 平 日 17:15～翌8:45
(2) 土・日曜日、祝祭日及び年末年始の休日 8:45～翌8:45

(任 務)

第11 警備業務実施における乙の任務は、次のとおりとする。

- (1) 第1の目的を達成するため、業務上最大の努力を払わなければならない。
(2) 異常事態発生時には、異常を確認後至急現場へ急行し、適切な措置を取らなければならない。
(3) 事故が発生した場合は、甲が予め指定する緊急連絡者及び関係先に通知し、事後速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

(鍵の保管)

第12 警備業務の実施に必要な鍵は、甲・乙においてそれぞれ厳重な取扱いと保管をなすものとする。

(その他)

第13 この仕様書に定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

本館5階屋上緑化保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、本館5階屋上緑化の梅雨時期から夏期終期における除草、冬期における灌水装置の維持作業（水抜き作業等）等の業務内容を示すものであり、屋上緑化材の機能維持を目的とする。その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び概要

(1) 実施場所 茨木市駅前三丁目8番13号 本館5階屋上

(2) 屋上緑化概要

① 屋上緑化

・植込植栽（セダム）

キリンソウ、タイトゴメ、アルブム、マンネングサ 157.3 m²

・植栽基板

多孔性発泡セラミック 157.3 m²

② 壁面緑化（ユニット寸法900×1800、植込植栽（セダム等）） 1式

2 業務日程表の提出

業務に当たっては、事前に概要予定表を甲に提出すること。詳細な実施時期については、セダムの生育状況、雑草の状況等を鑑み、甲と協議の上、決定すること。

3 業務の内容

(1) 保守作業

①乙は、「1実施場所及び概要」で示した対象物に関する保守業務を受託し、保全及び機能維持に万全を期するものとする。

②乙は、下記業務を3年の期間内に毎年行うものとする。

・除草作業（手作業） 7月～翌2月の間に4回/年

・花摘み（花が開花した場合にのみ） 適時

・追肥作業 7月～翌2月の間に1回/年

・目土入れ 7月～翌2月の間に1回/年

・灌水装置点検（冬期水抜き含む） 適時

※肥料は窒素、りん酸、カリウムの配合合計が、肥料全体割合の15%以上であるものを使用すること

4 費用の負担

(1) 業務委託に係る次の経費は、乙の負担とする。

ア 保守作業に必要な肥料、土等

イ 甲の責めによらない事由により生じた、乙による破損等の復旧に要する経費

5 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本館ほか消防設備点検業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、本館ほか消防設備の点検業務の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

1 一般指示事項

- (1) 乙は、仕様書に基づき遂行しなければならない。
- (2) 乙は、関係法令等を遵守し、事故等の防止に努めなければならない。
- (3) 乙は、借上の設備等が故障等を起こした場合は、速やかに復旧措置をとり、且つ甲へ遅滞なく連絡又は報告をしなければならない。なお、その作業に係る費用は、全て乙の負担とする。
- (4) 乙は、目的遂行上軽易な変更が生じても、甲の指示に従い目的に支障のないように努めなければならない。
- (5) 乙は、業務において、事故等が発生した場合は、乙の責任によって関係法令等に基づき、その対応、補償を行うなど適正に対処すること。

2 点検場所及び内容

消防設備点検

本館	茨木市駅前三丁目8番13号 (地上8階地下2階 延床面積16,683.15㎡)
南館	茨木市駅前三丁目8番20号 (地上10階地下2階 延床面積13,515.86㎡)
合同庁舎	茨木市東中条町2番13号 (地上7階地下1階 延床面積6,569.09㎡)
上中条分室	茨木市上中条二丁目12番28番 (地上3階 延床面積2,960.77㎡)

防火対象物点検 本館、南館

防災管理点検 本館、南館

3 報告書等

- (1) 消防用設備点検報告書の様式は、法令等により定められたものとする。
- (2) 各消防設備とも庁舎別に3部作成し、点検終了後14日以内に提出すること。
- (3) 消防用設備点検報告書(写)を添付のうえ作業の完了報告書(作業経過の写真等を添付)を提出すること。
- (4) 点検に際して、不良個所が発見されたときは、書面(点検写真を添付)にて報告すること。また不具合箇所の修繕見積を速やかに提出すること。
- (5) 本点検業務の現場責任者を定め、所定の様式に社員証と点検資格者証の写しを添付のうえ、速やかに提出すること。

4 点検日時及び時間

各庁舎の点検日時及び時間は、特別な指示が無い限り次のとおりとする。ただし、必要に応じて変更する場合がある。

総合点検、防火対象物点検、防災管理点検

- (1) 本館 8月の土曜日に実施。
- (2) 南館 8月の日曜日に実施。(1階郵便局部分は事前に協議)
- (3) 上中条分室 8月の閉庁日に実施。(午前8時から午後5時までに実施)
- (4) 合同庁舎 8月の閉庁日に実施。(午前8時から午後5時までに実施)

機器点検

- (1) 本館 2月の土曜日に実施。
- (2) 南館 2月の日曜日に実施。(1階郵便局部分は事前に協議)
- (3) 上中条分室 2月の閉庁日に実施。(午前8時から午後5時までに実施)

- (4) 合同庁舎 2月の閉庁日に実施。(午前8時から午後5時までに実施)
- 5 消防設備の種類及び対象
資料のとおり
- 6 報告書等
 - (1) 消防用設備点検報告書の様式は、法令等により定められたものとする。
 - (2) 各消防設備とも庁舎別に3部作成し、点検終了後速やかに提出すること。
 - (3) 点検に際して、不良個所が発見されたときは、書面(点検写真を添付)にて報告し、速やかに是正すること。ただし、甲の責めによる場合は、不具合箇所の修繕見積を速やかに提出すること。
 - (4) 点検業務の現場責任者を定め、甲に報告すること。
- 7 その他
 - (1) 点検に際しては、関係法令を遵守すること。
 - (2) 1棟に係る点検日数は1日以内する。(合同庁舎と上中条分室は原則同日)
 - (3) 点検は自社技術社員にて行うこと。臨時社員の参加は認めない。
 - (4) 点検の際、執務に支障をきたすと思われる場合は、上記日程以外に別途協議の上、日時等を決定する。
 - (5) 点検済証においては「財団法人 大阪府消防設備協会」の済証を使用のこと。
 - (6) 消防法に基づく消火器具(別紙)の放出テストを行うこと。
 - (7) 連結送水管の耐圧試験を3年に1回適切な時期に行うこと。
 - (8) 消防法等に基づく報告書等の書類作成は、乙が行うこと。

(資 料)

本 館（茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号）

機 器 名	数 量	備 考
・自動火災報知設備		※ 非常放送と連動
光電式スポット	200個	
定温式スポット	56個	
差動式スポット	269個	
発 信 器	35台	屋内消火栓組込
受 信 機	1面	P型1級 56/70回線
副受信機	1面	GR型1級、南館受信機の副盤
・非常放送設備		※ 自火報受信機と連動
操作装置（アンプ）	2台	17/20回線 階別選択可
非常用リモコン	1台	壁掛型
スピーカー	308台	
・誘導灯、標識類		
避 難 口	76台	
通 路	47台	
・屋内消火栓設備		
消火栓ポンプ	1台	ユニットタイプ、450ℓ/min×105m×15KW
屋内消火栓箱	25台	1号型 ホース 15m×2本×40φ、ノズル13mm
	7台	易操作型 ホース 30m×1本×30φ
・連結送水設備		
消防隊専用栓	12台	65A、屋内消火栓組込、RFテスト用×1
送 水 口	2個	65A（双口）
・スプリンクラー消火設備		※ 高置水槽方式
スプリンクラーポンプ	1台	ユニットタイプ 900ℓ/min×60m×15KW
スプリンクラーヘッド	463個	
送 水 口	1個	65A（双口）
・泡消火設備		
泡消火ポンプ	1台	ユニットタイプ 1800ℓ/min×88m×45KW
泡ヘッド	158個	
感知ヘッド	58個	7.2℃
原液タンク	1基	600ℓ
一斉開放弁	11個	
・防排煙設備		
排煙ファン	1台	
排煙ダンパー	17台	
起動レバー	17個	
煙感知器	162個	光電式スポット3種
防 火 戸	43枚	
防火ダンパー	44個	
防火シャッター	9枚	
受 信 機	2面	P型1級複合盤
・避難器具		

救助袋	6袋	斜降式（3階～8階のベランダに設置）
・消火器具	85本	A B C粉末85本

※連結送水管耐圧試験を実施（ただし3年に1度）

南館（茨木市駅前三丁目8番20号）

機器名	数量	備考
・自動火災報知設備		※ 非常放送と連動
光電式スポット	170個	
定温式スポット	13個	
差動式スポット	323個	
熱アナログ式スポット	2個	
ガス検知器	9個	都市ガス用
中継器	25台	47回線、ガス9回線
発信器	25台	P型1級
受信機	1面	GR型1級蓄積式124/124回線、ガス9/9回線
副受信機	1面	P型1級、本館受信機の副盤
表示装置	1台	
・非常放送設備		※ 自火報受信機と連動
操作装置(アンプ)	1面	33/40回線、階別選択可、定格出力760W
スピーカー	248台	
・誘導灯、標識類		
避難口	79台	
通路	89台	階段56、廊下27、室内通路6
・屋内散水栓設備		※ スプリンクラーポンプ兼用
屋内散水栓	31面	2号型、口径23mm×20m
・連結送水設備		
消防隊専用栓	14個	65A、屋内散水栓組込11、専用箱3
送水口	1個	65A（双口）
・スプリンクラー消火設備		
スプリンクラーポンプ	1台	エニツタイプ 900 ℓ/min×116m×30KW
送水口	1個	双口型
スプリンクラーヘッド	1300個	72℃
スプリンクラーヘッド	11個	96℃
流水検知装置	12個	アラーム弁
・泡消火設備		※ 泡消火放出区域 10区画
泡消火ポンプ	1台	エニツタイプ 1400 ℓ/min×85m×37KW
泡ヘッド	158個	
感知用ヘッド	62個	72℃
原液タンク	1基	500ℓ
一斉開放弁	10個	
流水検知装置	1台	アラーム弁
・二酸化炭素消火設備		※ 二酸化炭素放出区画 3区画
二酸化炭素ボンベ	17本	45kg/本
二酸化炭素ヘッド	8個	
・イージョン消火設備		※ イージョン放出区域 5区域

イジェンポンベ	39本	11.55ℓポンベ
イジェンヘッド	38個	
・ダクト消火設備		※ ダクト消火放出区域 4区域
消火剤ポンベ	10本	3.2ℓポンベ
ダクト消火ヘッド	17個	
ダクト消火起動スイッチ	4個	
・防排煙設備		
排煙ファン	3台	
排煙口	18個	
排煙口起動ボタン	13個	
防煙垂壁	13面	
防煙ダンパー	10個	
煙感知器	68個	光電式スポット3種
防火戸	53枚	
防火戸	60枚	東エレベーター堅穴区画 (10箇所×3基×2枚)
防火シャッター	9枚	
・避難器具		
避難はしご	8台	ベランダ設置
・消火器具	101本	A B C粉末 (1階郵便局内2本)

※連結送水管耐圧試験を実施 (ただし3年に1度)

(資料)

合同庁舎 (茨木市東中条町2番13号)

機 器 名	数 量	備 考
・自動火災報知設備		
光電式スポット	54台	
定温式スポット	16台	
差動式スポット	144台	
地区音響	13台	屋内消火栓組込
発信器	13台	P型1級、屋内消火栓組込
受信機	1面	P型1級蓄積式、17/20回線、壁掛型
副受信機	1面	
・非常放送設備		※ 自火報受信機と連動
操作装置 (アンプ)	1面	7/10回線、階別選択可、定格出力120W
スピーカー	78台	
・誘導灯、標識類		
避難口	39個	
通路	23個	
・屋内消火栓設備		
消火栓ポンプ	1台	タービンポンプ 300ℓ/min×75m×7.5KW
屋内消火栓箱	13面	1号型 ホース15m×2本×40φ ノズル13mm
・連結送水設備		
消防隊専用栓	6台	65A、RFテスト用、(65A, 40A) 屋内消火栓組込
送水口	1個	65A (双口)

・防排煙設備		※ 他設備と連動なし
連動制御盤	1面	NSS型13/20回線
防火戸	14枚	
防火シャッター	1枚	
煙感知器	13個	光電式スポット3種
・消火器具	39本	A B C粉末39本

※連結送水管耐圧試験を実施（ただし3年に1度）。

上中条分室（茨木市上中条二丁目12番28号）

機 器 名	数 量	備 考
・自動火災報知設備		
光電式スポット	9個	
定温式スポット	13個	
差動式スポット	59個	
地区音響	3台	
発信器	3台	P型1級
受信機	1面	P型1級、6/10回線、壁掛型
副受信機	2面	壁掛型
・防排煙設備		
煙感知器	10個	光電式スポット3種
防火戸	12枚	
防火シャッター	4枚	
防火ダンパー	4台	
連動制御盤	1面	8/10回線、壁掛型
・消火器具	22本	A B C粉末

消火器点検維持台帳

名称： 茨木市役所 本館

No. 2

番号	設置場所 棟階名称	種別	型式番号 消 第	製造社名 本体型式番	製造年	標識板	機能 点検月	放点 年	出検 月	製造 番号	備考
《B1F》											
29	B1-15保健室前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127211	R5.2.4更新
30	B1-14保健室前廊下	ABC粉末加圧	23~117	ミヤタCA10ED	2015	○	R 3.2			014236	
31	B1-11給湯室前	ABC粉末加圧	23~117	ミヤタCA10ED	2015	○	R 5.2			014204	
32	B1-12給湯室前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127145	R5.2.4更新
33	B1-10守衛室前	ABC粉末加圧	23~106	ヤマトYP-10	2016	○	R 4.2			019594	
34	B1-9守衛室前	ABC粉末加圧	23~117	ミヤタCA10ED	2014	○	R 4.8			141774	
35	B1-7駐車場	ABC粉末加圧	23~106	ヤマトYP-10	2016	○	R 2.2			000770	
36	B1-8駐車場	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127144	R5.2.4更新
37	B1-5駐車場	ABC粉末蓄圧	29~7	モリタ宮田MEA10B	2020	○				0108551K	
38	B1-2EV前	ABC粉末加圧	23~106	ヤマトYP-10	2016	○	R 3.8			000773	
39	B1-1EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				104735	R5.2.4更新
40	B1-6駐車場	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127219	R5.2.4更新
41	B1-3建設管理課	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127184	R5.2.4更新
42	B1-4現場事務所	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127192	R5.2.4更新
43	B1-16中2階倉庫前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○	階段踊り場			127196	R5.2.4更新
44	B1-13運転手控室	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○				127168	R5.2.4更新
45	B1-17防災用倉庫	ABC粉末蓄圧	29~7	モリタ宮田MEA10B	2020	○				0108542K	
《1F》											
46	1-3入口ホール受付横	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159982	
47	1-2給湯室前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159971	
48	1-4連絡通路前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				160011	
49	1-1待合内廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159996	
50	1-5第1会議室前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159954	車椅子リフト横 階段上ル
《2F》											
51	2-1北EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159995	
52	2-2給湯室前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159963	
53	2-4環境保全課前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159992	
54	2-3EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159999	

消火器点検維持台帳

名称： 茨木市役所 本館

No. 3

番号	設置場所 棟階名称	種別	型式番号 消 第	製造社名 本体型式番	製造年	標識板	機 能 点 検 年 月	放 出 点 検 年 月	製造番号	備 考
《3F》										
55	3-1北EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159990	
56	3-2廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127197	R5.2.4更新
57	3-3秘書課前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127205	R5.2.4更新
58	3-4廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127193	R5.2.4更新
59	3-5無線室	ABC粉末蓄圧	29~7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226664K	
60	3-6無線室	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127166	R5.2.4更新
61	3-7総務課	ABC粉末蓄圧	28~5	モリタMEA10A	2017	○			628327K	
《4F》										
63	4-1北EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159967	
64	4-2廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159957	
65	4-3廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127181	R5.2.4更新
66	4-4EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127149	R5.2.4更新
67	4-5議場側階段	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127175	R5.2.4更新
《5F》										
68	5-4第2応接室前廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127185	R5.2.4更新
69	5-3廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127208	R5.2.4更新
70	5-2廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127223	R5.2.4更新
71	5-1北EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127162	R5.2.4更新
72	5-5議場側階段	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127174	R5.2.4更新
《6F》										
72	6-3EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127221	R5.2.4更新
73	6-2廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127199	R5.2.4更新
74	6-1北EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127191	R5.2.4更新
《7F》										
76	7-1EV前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127160	R5.2.4更新
77	7-2廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127157	R5.2.4更新
78	7-4廊下	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127163	R5.2.4更新
79	7-3EV前機械室	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127180	R5.2.4更新

消火器点検維持台帳

名称： 茨木市役所 南館

No. 1/4

番号	設置場所 棟階名称	種別	型式番号 消 第	製造社名 本体型式番	製造年	標識板	機 能 点 検 年 月	放 出 点 検 年 月	製造番号	備 考
	《B2F》									
1	B2-5機械室(東)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226636K	
2	B2-6発電機室	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226623K	
3	B2-7機械室(中央)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226658K	
4	B2-3電気室(東)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226606K	
5	B2-2電気室(西)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226629K	
6	B2-4機械室(西)	ABC粉末加圧	23～113	ドライPAN10F	2015	○	R 2.2		018063	
7	B2-1非常用EVホール	ABC粉末加圧	23～117	ミヤタCA10ED	2015	○	R 4.2		014231	
8	B2-8第一電気室倉庫	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226630K	
	《B1F》									
9	B1-1非常用EVホール	ABC粉末加圧	23～113	ドライPAN10F	2015	○	R 4.8		017869	
10	B1-5中央監視室前廊下	ABC粉末加圧	23～117	ミヤタCA10ED	2015	○	R 5.2		014220	
11	B1-10清掃員控室前	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2023	○			127204	R5.2.4更新
12	B1-7東EV前	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226555K	
13	B1-8東EV前通路	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226649K	
14	B1-6本館側通路	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226662K	
15		ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226635K	
16		ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226644K	
17		ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226670K	
18	B1-9高圧キュービクル横	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226667K	
102	B1-11倉庫前	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0942018K	少量危険物倉庫
	《1F》									
19	1-1非常用EVホール	ABC粉末加圧	23～113	ドライPAN10F	2015	○	R 2.8		017618	
20	1-6通信情報コーナー	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2017	○	R 3.8		015743	
21	1-2交流コーナー西	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2017	○	R 3.2		015699	
22	1-8湯沸室横	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226627K	
23	1-9エントランス北	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226648K	
24	1-10エントランス南	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226631K	
25	1-4市民相談室	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2017	○	R 3.8		015724	
26	1-3情報ルーム西	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226621K	
27	1-5情報ルーム東	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226666K	
28	1-11郵便局(1)ATM	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226641K	
29	1-12郵便局(2)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226656K	
30	1-13郵便局倉庫(1)	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226657K	
31	1-14連絡通路	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 3.8		018691	
32	1-7交流コーナー東	ABC粉末蓄圧	29～7	モリタ宮田MEA10B	2021	○			0226625K	

消火器点検維持台帳

名称： 茨木市役所 南館

No. 2/4

番号	設置場所 棟階名称	種別	型式番号 消 第	製造社名 本体型式番	製造年	標識板	機能 点検月	放点 年	出検 月	製造 番号	備考
	《2F》										
33	2-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226637K	
34	2-2西EPS横	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 2.8			018692	
35	2-3通路(中央)	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226640K	
36	2-4通路(中央)	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 3.2			019576	
37	2-5湯沸室横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226652K	
38	2-7東EVホール	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226651K	
39	2-6渡廊下	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226660K	
	《3F》										
40	3-1非常用EVホール	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 5.2			000765	
41	3-2西EPS横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226654K	
42	3-3会議室(北)横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226655K	
43	3-4南3階 会議室前	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226624K	
44	3-6湯沸室横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226642K	
45	3-7東EVホール	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226646K	
46	3-5渡廊下	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226587K	
47		ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226650K	
48		ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226628K	
49	4-3道路交通課前	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 4.2			000777	
50	4-4道路台帳室横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226647K	
51	4-5湯沸室横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226634K	
52	4-6東EVホール	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226665K	
	《5F》										
53	5-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226643K	
54	5-2西EPS横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226663K	
55	5-3建築指導課前	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226633K	
56	5-4書庫横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226661K	
57	5-5湯沸室横	ABC粉末蓄圧	29～ 7	モリタ宮田MEA10B	2021	○				0226639K	
58	5-6東EVホール	ABC粉末加圧	23～106	ヤマトYP-10	2016	○	R 4.2			000769	
	《6F》										
59	6-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				160012	
60	6-2西EPS横	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159956	
61	6-3学校人権教育課前	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159970	
62	6-4教職員課前	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				155823	
63	6-5湯沸室横	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				159987	
64	6-6東EVホール	ABC粉末蓄圧	27～60～1	ヤマトYA-10NX	2022	○				155835	

消火器点検維持台帳

名称： 茨木市役所 南館

No. 3/4

番号	設置場所 棟階名称	種別	型式番号 消 第	製造社名 本体型式番	製造年	標識板	機 能 点 検 年 月	放 出 点 検 年 月	製造番号	備 考
《7F》										
65	7-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159989	
66	7-2電話交換室前	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159976	
67	7-3廊下(西)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159975	
68	7-4廊下(東)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159964	
69	7-5湯沸室横	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159988	
70	7-6東EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159962	
71	7-7第1電算室西	二酸化炭素	27~21	モリタ宮田MCF7	2020	○			00026	
72	7-8第1電算室東	二酸化炭素	27~21	モリタ宮田MCF7	2020	○			00027	
73	7-9第1電算室北	二酸化炭素	27~21	モリタ宮田MCF7	2020	○			00064	
74	7-10第1電算室南	二酸化炭素	27~21	モリタ宮田MCF7	2020	○			00053	
75	7-11第2電算室北西	二酸化炭素	27~21	モリタ宮田MCF7	2020	○			00071	
《8F》										
76	8-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159968	
77	8-2西EPS横	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159994	
78		ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159993	
79		ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159972	
80		ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159978	
81	8-6東EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159981	
《9F》										
82	9-2厨房内	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159986	
83	9-6レストラン(東)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159983	
84	9-5レストラン(中央)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			160000	
85	9-4レストラン(西)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159974	
86	9-3西EPS横	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159960	
87	9-7東EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159984	
88	9-8市民ギャラリー	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159961	
89	9-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159991	
《10F》										
90	10-8東EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159953	
91	10-7ロビー(東)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159997	
92	10-6ロビー(中央)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159998	
93	10-3ロビー(西)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159969	
94	10-2西EPS横	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159965	
95	10-1非常用EVホール	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159955	
96	10-5大会議室(東)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159973	
97	10-4大会議室(西)	ABC粉末蓄圧	27~60~1	ヤマトYA-10NX	2022	○			159966	

本館 1 階段差解消用昇降機保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間において、本館 1 階段差解消用昇降機保守業務の内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び昇降機の種類・台数

(1) 茨木市庁舎本館（茨木市駅前三丁目 8 番13号）

段差解消用リフト 1 台

製品名 タスカルリフト

型式 DA-150A

ストローク 150 c m

定員 1 名

用途 車椅子使用者用

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に業務日程表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 保守業務の内容

(1) 3 か月ごとに 1 回定期的に自社技術員を派遣し、設備の点検、各部の調整を実施すること。

なお、点検者は昇降機検査資格者にて実施すること。

(2) 故障呼び出しの際は、即時技術員を派遣し復旧すること。

(3) 建築基準法に基づく定期検査に関する一切の業務を行い、契約金額に含むものとする。

(4) 不良箇所を発見したときは、直ちに修理その他必要な措置をとり、常に善良なる管理者の注意をもってその機能の保全に努めなければならない。

(5) 本保守作業は、市の就業時間外に行うものとする。ただし、甲の承諾を得る場合はこの限りでない。

4 保守作業の内容

(1) 点検

昇降機の全装置機構

(2) 調整、給油

ア 制御盤、電動機、乗場操作版

イ 停電時降下装置

ウ カゴ関係各部装置

エ ドア開閉機構及び各階ドア装置

オ ブレーキ

カ レール、ブラケット

キ チェーン

- ク ガイドローラー
- ケ 塔内配線・移動ケーブル
- コ 各リミットスイッチ
- サ 上記各部機械部分の塵埃及び余分な油脂の除去

(3) その他事項

ア 下記事項は、除外とする。

- (ア) 管理上の過失、仕様変更、天災地変、不可抗力、その他受託者の責めによらない事由により生じた損害、並びにこれによる修理又は取替工事
- (イ) 昇降路周壁、乗籠、ドア、三方枠及びその塗装
- (ウ) カゴ、ゴムタイヤ、シール関係の修理又は取替工事

5 作業報告書の提出

6 請負業者は下記の関係書類を提出すること。なお、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

業務完了報告（点検チェックリスト、作業写真[作業前中後]、その他必要な書類）

6 その他

7 本業務委託は、乙の**自社社員**で行うものとする。本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

7

市庁舎観葉植物借上仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、観葉植物借上の業務内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 賃貸借物件

鉢植えの観葉植物とし、植物の種類については、甲と乙との協議により決定するものとする。

2 数量 1 2 3 鉢

内 訳	植物の高さ(目安)	本館	南館	合同庁舎	計
特大鉢	2.0～2.3m	5	2	0	7
大 鉢	1.2～1.8m	15	0	2	17
中 鉢	0.6～1.0m	45	1	0	46
小 鉢	0.2～0.4m	38	15	0	53
計		103	18	2	123

3 設置場所

本館（茨木市駅前三丁目8番13号）
南館（茨木市駅前三丁目8番20号）
合同庁舎（茨木市東中条町2番13号）
上記施設の甲が指定する場所

4 観葉植物の交換

甲が指示する時か、2か月に1回を目安とする。

5 鉢置台

甲が提供するもの以外は、乙が提供する。

6 観葉植物の管理等

乙は、契約期間中において、甲の指定する場所に乙の負担をもって観葉植物を搬入設置し、随時手入れをするものとする。但し、設置後において植木鉢の破損又は観葉植物が枯死した場合は、甲の責めに期すべき事由による場合を除き、乙は無償でこれを取り替えるものとする。

南館冷凍機保守業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、南館冷凍機保守業務の内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 実施場所及び機種名

茨木市庁舎南館（茨木市駅前三丁目8番20号）

RR1：空気熱源スクューチャー NS-N615AW（150USRT）

RR2：空気熱源スクューチャー NS-M610AWI（100USRT）

2 業務日程表の提出

業務実施にあたっては、事前に予定表を甲に提出し、承諾を得るものとする。

3 業務内容

乙の行う業務内容は、冷房・暖房切替及びそれらに伴う下記①～⑪の点検を年2回、氷蓄熱槽点検、安全弁作動試験を年1回実施し、保守物件が初期の性能を維持し、かつ、常時良好な状態で運転できるように保持することである。

暖房→冷房切替時期は5月頃、冷房→暖房切替時期は10月頃を想定している。

- ①モーターのグリスアップ及びオイル給油（RR1、RR2）
- ②サクシヨンストレーナーの掃除（RR1、RR2）
- ③オイルフィルター・ドライヤーフィルターの掃除（RR1、RR2）
- ④冷媒及び冷凍機油の所要量のチェック（RR1、RR2）
- ⑤オイルストレーナー及びオイルリリーフ弁の分解点検及び調整（RR1、RR2）
- ⑥電磁弁、膨張弁の分解点検及び調整（RR1、RR2）
- ⑦圧カスイッチ、温度スイッチ、ヒーター等の作動テスト及び設定値の修正（RR1、RR2）
- ⑧計器類の誤差調整（RR1、RR2）
- ⑨制御回路の動作確認・調整（回路ごとの作動テスト）（RR1、RR2）
- ⑩その他各種機器、冷媒連絡配管等の冷媒漏れ点検（RR1、RR2）
- ⑪フロン排出抑制法に基づく定期点検作業（RR1、RR2）

4 不定期保守作業

不時の故障修理に際し、甲から連絡があった場合は、乙は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理を行うものとする。

5 費用の負担

甲は、次に該当する修理等については、それに要する実費を乙に支払うものとする。

- (1) 操作誤り並びに取扱不良に起因する故障の修理
- (2) 保守契約以外の付属品・付帯機器・付帯工事の点検・調整修復
- (3) 乙の納入させる以外のものより生じた二次的事故
- (4) 天災・火災に起因して生じた故障の修理

(5) 不良交換した部品の費用並びにその取付費

(6) 定期点検以外の点検、故障修理

6 業務完了報告書の提出

委託業務の実施内容については、報告書等業務実施内容がわかる業務完了報告書及び作業前中後の写真を添付の上、速やかに甲に提出するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本館ほか受配電設備精密点検業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間において、茨木市各館の保安規程に基づき本館ほかの受配電設備精密（年次、停電試験）点検業務を行うことを目的とする。

1 一般指示事項

- (1) 乙は、仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。
- (2) 乙は、関係法令等を遵守し、事故等の防止に努めなければならない。
- (3) 乙は、作業に係る設備が故障等を起こした場合は、速やかに復旧措置をとり、且つ甲へ遅滞なく連絡又は報告をしなければならない。なお、その作業に係る費用は、全て乙の負担とする。
- (4) 乙は、作業遂行上軽易な作業の変更が生じても、甲の指示に従い作業に支障のないように努めなければならない。
- (5) 音、臭い等が発生する作業を行う場合は、甲に事前に報告すると共に、協議すること。

2 点検場所

本館（地下2階）	茨木市駅前三丁目8番13号
南館（地下2階）	茨木市駅前三丁目8番20号
合同庁舎（地下1階）	茨木市東中条町2番13号
上中条分室（屋外）	茨木市上中条二丁目12番28号

3 点検日及び停電可能時間(予定)

本館・南館発電機盤点検（上中条分室、合同庁舎と同日）

	毎年1月の閉庁日	午前9時から正午まで
上中条分室	毎年1月の閉庁日	午後1時から午後4時まで
合同庁舎	毎年1月の閉庁日	午後6時から午後8時まで
南館	毎年1月の土曜日	午前9時から午後1時00分まで
本館(南館と同日)		

毎年1月の土曜日 午後1時30分から午後5時30分まで

※本館、南館の停電時間は、重複しないものとし、本庁舎設備の電源切替処置後の停電とする。

※事前に現場調査を行い、対象機器と点検内容の確認、現状不具合等の有無を確認し、作業手順書に反映すること。

4 点検内容

- 真空遮断器、開閉器、真空接触器、変圧器、リアクトル、コンデンサ、母線・碍子・避雷器、電力ケーブル、キュービクル、断路器、計器用変成器等各種機器、避

雷針※自家発電盤含む

- ・各種機器の製造年、型式、容量等の確認
 - ・各端子部締付及び過熱状況確認
 - ・本体、ブッシング等亀裂、損傷状況確認
 - ・開閉回数の確認、各種計器等の指示値確認
 - ・接触面の加熱、損傷、消耗状況等の確認
 - ・その他必要事項目視点検
 - ・接地抵抗試験
 - ・絶縁抵抗試験（高圧[10000V/5000V]、低圧[250V/125V]）
 - ・地絡方向継電器等各種保護継電器試験
 - 過電流(始動電流[整定電流、瞬時電流]、単体動作時間[150%, 200%, 300%, 500%、瞬時]、連動動作時間[300%])
 - 地絡方向（最小動作電流、最小動作電圧、位相特性、動作時間[130%、400%]）
 - 電圧継電器<不足電圧・過電圧・地絡過電圧>（動作復帰電圧、動作時間）
 - 低圧地絡継電器（動作電流）
 - ・真空遮断器の真空度試験および内部機構の確認調整
[本館受電、南館受電(2)、南館母線 計4台のみ]
※真空遮断器のビスが破損する場合があるため、破損した場合は新しいビスに交換すること（ビスは支給）
 - ・絶縁油特性試験（絶縁破壊電圧試験、全酸価試験[上中条分室2台]）
 - ・避雷針接地抵抗値測定（本館、南館、合同庁舎、上中条分室 計4箇所）
 - ・その他構外波及事故を防ぐために必要な高圧機器点検。
- ※詳細機器等は別紙単線結線図参照

5 注意事項等

- ・ 共通 関西電力に、関西電力側開閉器（PAS）の操作依頼を行うことで費用が発生する場合は受託者負担とする。（令和4年10月1日以降に申し込んだ場合は関西電力への支払いが発生する予定）PASは計5ヵ所。
- ・ 南館 停電中、地絡方向継電器（DGR）2台の交換作業を別業者にて実施するため、作業場所の錯綜に注意し実施すること。
- ・ 停電試験時、乙が使用する停電試験に必要な照明及びコンセントのほかに、甲が指定する場所に仮設照明（仮設照明手配も今回業務に含む）、仮設コンセントを設置すること。容量（予定）は下記のとおりだが、事前調査で必要となる容量を再確認し、必要量に応じた仮設を行うこと。

本館	2 A程度	南館	2 A程度
合同庁舎	10 A程度(200/100V)	上中条分室	2 A程度

仮設電源内容一覧

※本館、南館、合同庁舎、上中条分室の試験用電源は別途発電機を用意すること

	場所	仮設内容	備考
本館	B2F	電気室、発電機室用照明	
本館	B2F	UPS 用電源	
南館	B2F	電気室、発電機室用照明	
南館	B2F	UPS 用電源	
合同庁舎	1 F	電気室、発電機室用照明	
合同庁舎	1 F	UPS 用電源	
合同庁舎	1 F	消防署用電源	
合同庁舎	1 F	階段用照明	発電機から照明分電盤への送電またはクリップライトの設置
合同庁舎	1 F	消防署内、外構用照明等	
合同庁舎	2F、3F	消防署内、通信指令室	
上中条分室	3 F 他	電話交換機、	

- ・主任技術者の指示に従い機器操作等を行うこと。
- ・電柱等に登る場合、必要に応じ付近住民等へ事前連絡を行うこと。
- ・点検実施前に作業計画書及び作業手順書を提出すること。
- ・試験・復電時に機器の不具合が発生した場合は、主任技術者と協議を行い原因調査、復旧作業に協力すること。

6 報告書

報告書の提出は、点検終了後速やかに甲へ2部ファイル等に綴じ（点検場所ごとに製本）提出すること。

不具合箇所が発見された場合は、写真等で甲に報告すること。

7 その他

本仕様書に定めのないもの及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。

甲の都合で日程変更することがあるが、甲乙協議し、点検日を早急に決定するものとする。

本館 3 階放送室庁内放送設備点検業務仕様書

この仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間において、は、本館 3 階放送室庁内放送設備点検業務の内容を示すものであり、その要領は、次のとおりである。

1 一般指示事項

- (1) 乙は、仕様書に基づき業務を遂行しなければならない。
- (2) 乙は、関係法令等を遵守し、事故等の防止に努めなければならない。
- (3) 乙は、作業に係る設備が故障等を起こした場合は、速やかに復旧措置をとり、且つ甲へ遅滞なく連絡又は報告をしなければならない。なお、その作業に係る費用は、全て乙の負担とする。
- (4) 乙は、作業遂行上軽易な作業の変更が生じても、甲の指示に従い作業に支障のないように努めなければならない。
- (5) 音、臭い等が発生する作業を行う場合は、甲に事前に報告すると共に、協議すること。

2 作業場所

本館 茨木市駅前三丁目 8 番13号

3 作業内容（年 1 回）

・調整卓点検	1 式
・ミキサ一部点検	1 式
・電力部点検	1 式
・南館大会議室ミキサ類点検	1 式

4 除外作業

次の作業を乙が実施する場合は、業務に要する費用とは別に請求することが出来るものとする。

なお、下記各号の作業実施日は甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) 今回対象外の業務が必要なもの。（現地で行える軽易な作業及び明らかに作業上必要な部材及び軽微な物と判断される場合は除く。）
- (2) 甲の不適切な使用及び取扱いによるもの。

5 届出及び手続き

作業に必要な届出、手続き等は、請負者が代行し、これに要する費用はすべて乙の負担とする。

6 その他

本仕様書に定めのないもの及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。